

介護保険指定事業者講習会

平成27年3月13日（金）
名古屋国際会議場センチュリーホール

愛知県健康福祉部高齢福祉課

目 次

○ 平成27年度介護報酬改定に伴う各種届出手続きについて	P 1
[改正介護保険法等の施行について]	
・ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等 に関する法律の概要	P 1 3
・ 【参考】 総合事業への指定事業者制度の導入	P 1 4
・ 指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について (イメージ)	P 1 5
・ 一定以上所得者の負担割合の見直しについて	P 1 6
・ 小規模通所介護の移行について	P 2 5
・ 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模型通所介護の 地域密着型サービスへの移行のスケジュール	P 2 6
・ 福祉用具専門相談員の要件の見直しについて	P 2 7
○ 平成27年度介護報酬改定の概要 (案)	P 2 9
○ 平成27年度介護報酬改定に伴う地域区分 (愛知県)	P 6 3
○ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (参考様式: 国様式)	P 6 4
○ 居宅介護支援事業者の指定基準の条例委任について	P 7 5
○ 業務管理体制の整備に係る届出書の届出先の変更について	P 7 7
○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者参入の促進について	P 7 8
○ 平成27年度介護報酬改定に伴う介護給付費の請求について (国保連合会)	P 8 6

平成27年度介護報酬改定に伴う各種届出手続きについて

1 受付窓口

受付・相談窓口	高齢福祉課	尾張福祉相談センター 地域福祉課	西三河福祉相談センター 地域福祉課	東三河福祉相談センター 地域福祉課
	愛知県庁西庁舎2階 [電話]052-954-6289 [FAX]052-954-6919 [E-mail] korei@pref.aichi.lg.jp 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	愛知県三の丸庁舎7階 [電話]052-961-1423 [FAX]052-961-7288 [E-mail] owari-fukushi@pref.aichi.lg.jp 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1	愛知県西三河総合庁舎9階 [電話]0564-27-2737 [FAX]0564-27-2816 [E-mail] nishimikawa-fukushi@pref.aichi.lg.jp 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4	東三河県庁(愛知県東三河総合庁舎2階) [電話]0532-35-6152 [FAX]0532-54-5136 [E-mail] higashimikawa-fukushi@pref.aichi.lg.jp 〒440-0806 豊橋市八町通5-4
サービスの種類	◎ 施設サービス等 介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、 介護療養型医療施設 短期入所生活介護(空床型)、 短期入所療養介護(みなし)	◎ 居宅サービス及び介護予防サービス等 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護(単独型、併設型)、 短期入所療養介護(一般指定)、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、 居宅介護支援		
所管地区	県内全域	一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町	豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

(参考) 平成24年4月1日から指定監督権限が政令市・中核市に移譲されたことから、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市に所在する事業所の窓口は、それぞれの市となりました。

2 4月1日改正に伴う届出等について

法改正、介護報酬改定に伴う加算(減算)届、変更届等各種手続きは、次のとおりとします。

(1) 新たに届出が必要となった加算(減算)届及び変更届の取扱い(4月1日適用分)

ア 届出が必要な加算、減算、変更事由

別紙のとおり

イ 提出方法、提出先

居宅サービス、居宅介護支援は「郵送」で所管の福祉相談センターへ。

施設サービスは「郵送」で高齢福祉課へ。

封筒には「制度改正書類在中」と朱書きしてください。

ウ 提出期限

4月1日(水)(必着)。

エ 届出書類

届出様式、その他詳細は高齢福祉課のホームページ

[<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>] を御確認ください。

オ 留意事項

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の右上に①担当者氏名、②電話、③FAX番号の記載欄をつくりましたので必ず記載してください。
- ・県では届いた書類の内容を審査し、受理しますが、**受付印**(愛知県又は各福祉相談センター)を「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「変更届出書」に押印した控えが必要な場合は、1枚目の写しと返信用封筒に切手を貼ったものを同封していただければ返送します。

(2) 4月1日改正以外の通常の加算届の取扱い

年度が変わる際に、特定事業所加算(訪問介護)やサービス提供体制強化加算(訪問入浴介護等)、通所介護・通所リハの事業所規模区分について変更がある事業所は加算届の提出が必要となりますが、(1)の4月1日改正に伴う届出と一体的に行ってください。

(3) 特定事業所集中減算届出書（居宅介護支援）の取扱い

該当事業所は、後期分（判定期間：平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日まで）の届出を平成 27 年 3 月 13 日（金）までに所管の福祉相談センターに提出してください。

詳細は、高齢福祉課のホームページ [<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>] で御確認ください。

(4) 問い合わせについて

ア 方法

原則、高齢福祉課へメール [korei@pref.aichi.lg.jp] で問い合わせをしてください。メールの件名には、必ず「報酬改定の質問」と記載してください。メールの使用ができない場合は、ファクシミリ[052-954-6919]をお願いします。（県所管の事業所からの質問のみ受け付けます。）

イ 様式

任意様式をお願いします。ただし、①事業所名、②サービス種類、③事業所番号、④連絡先（担当者氏名、電話番号等）を必ず記載してください。質問の内容は、「今回の法改正、介護報酬改定に関するもの」に限定してください。

ウ 回答

個別に回答はいたしません。

回答は高齢福祉課のホームページ [<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>] に随時掲載します。なお、質問内容によっては、国への照会等により対応します。掲載には相当時間がかかる場合がありますことをあらかじめ御承知おきください。

※今回の 4 月 1 日改正に伴う届出等については、今後、国の動向等により変更することもありますので、御了承ください。

※加算等の届出手続きの詳細は、愛知県高齢福祉課のホームページで御案内しておりますので、必ず御確認をお願いします。また、今後、必要な情報は随時ホームページに掲載しますので、適時御確認をお願いします。高齢福祉課のホームページ [<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>]

指定関係受付機関一覧

事業種別		愛知県				市町村				
		高 愛 知 県 庁 高 齢 福 祉 課	尾 張 福 祉 相 談 セ ン タ ー	西 三 河 福 祉 相 談 セ ン タ ー	東 三 河 福 祉 相 談 セ ン タ ー	名 古 屋 市	豊 橋 市	岡 崎 市	豊 田 市	事業所住所所在地市町村 (左記4市を除く)
居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護事業 (*)		○	○	○	○	○	○	○	
	訪問入浴介護事業 (*)		○	○	○	○	○	○	○	
	訪問看護事業 (*)		○	○	○	○	○	○	○	
	訪問リハビリテーション事業 (*)		○	○	○	○	○	○	○	
	居宅療養管理指導事業 (*)		○	○	○	○	○	○	○	
	通所介護事業 (*)		○	○	○	○	○	○	○	
	通所リハビリテーション事業 (*)		○	○	○	○	○	○	○	
	短期入所生活介護事業 (*)	○※1	○※2	○※2	○※2	○	○	○	○	
	短期入所療養介護事業 (*)	○※3	○※4	○※4	○※4	○	○	○	○	
	特定施設入居者生活介護事業 (*)		○	○	○	○	○	○	○	
	福祉用具貸与事業 (*)		○	○	○	○	○	○	○	
	特定福祉用具販売事業 (*)		○	○	○	○	○	○	○	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業					○	○	○	○	○
	夜間対応型訪問介護事業					○	○	○	○	○
	認知症対応型通所介護事業 (*)					○	○	○	○	○
	小規模多機能型居宅介護事業 (*)					○	○	○	○	○
	認知症対応型共同生活介護事業 (*)					○	○	○	○	○
	地域密着型特定施設入居者生活介護事業					○	○	○	○	○
	地域密着型介護老人福祉施設					○	○	○	○	○
	複合型サービス事業					○	○	○	○	○
居宅介護支援事業			○	○	○	○	○	○	○	
介護予防支援事業 (地域包括支援センター)						○	○	○	○	○
サ ー 施 設 ス	介護老人福祉施設	○				○	○	○	○	
	介護老人保健施設	○				○	○	○	○	
	介護療養型医療施設	○				○	○	○	○	
所管地区		県内全域 (名古屋市 豊橋市 岡崎市 豊田市 を除く)	一宮市、瀬戸市、半田市 春日井市、津島市、犬山市 常滑市、江南市、小牧市 稲沢市、東海市、大府市 知多市、尾張旭市、岩倉市 豊明市、日進市、愛西市 清須市、北名古屋市、弥富市 あま市、長久手市、東郷町 豊山町、大口町、扶桑町 大治町、蟹江町、飛島村 阿久比町、東浦町、南知多町 美浜町、武豊町	碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 知立市 高浜市 みよし市 幸田町	豊川市 蒲都市 新城市 田原市 設楽町 東栄町 豊根村	名古屋市 内	豊橋市 内	岡崎市 内	豊田市 内	当該市町村内

(*)は、予防サービスを含む

※1 空床型のみ

※2 単独型、併設型のみ

※3 みなしのみ

※4 一般指定のみ

(別紙)

平成27年度介護報酬改定により新たに届出が必要となった加算(減算)届及び変更届の取扱い【4月1日適用分】

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	提出期限
共通	地域区分	届出不要		3級地(12%)→3級地(15%)、6級地(3%)→6級地(6%)、7級地(3%) 詳細は63ページ参照	
訪問介護	定期巡回・随時対応サービスに関する状況	加算届	該当事業所	①利用対象者要件、②体制要件 あり→定期巡回の指定を受けている：届出不要	4月1日(水)
	集合住宅に居住する利用者の減算	減算届	該当事業所	①事業所と同＝敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、当該利用者に対する報酬を減算。 ②④以外の建物(建物の定義は①と同じ)に居住する者は、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合に減算。	4月1日(水)
	特定事業所加算	加算届	該当事業所	I～III→I～IVに見直し。I～IIIは変更なければ届出不要。 IV：【人材要件】人員基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を配置(利用者が80人未満の事業所に限る。)【体制要件】サービス提供責任者全員に、業務の質の向上に資する個別研修計画が策定され、研修が実施または予定であること。 【重度対応要件】利用者の総数のうち、要介護3以上、認知症自立度Ⅲ以上の利用者が60%以上	4月1日(水)
	介護職員処遇改善加算	加算届	該当事業所	上乗せ評価を行うための区分を創設(I) ①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することの両方の整備と近年に新たに実施した取組の記載が必要。 I→II、II→III、III→IVに見直し	4月1日(水)
	集合住宅に居住する利用者の減算	減算届	該当事業所	①事業所と同＝敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、当該利用者に対する報酬を減算。 ②④以外の建物(建物の定義は①と同じ)に居住する者は、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合に減算。 (I)イ介護福祉士4割以上又は介護福祉士等6割以上 (I)→(I)ロ介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：届出不要	4月1日(水)
訪問入浴	サービス提供体制強化加算	加算届	該当事業所	上乗せ評価を行うための区分を創設(I) ①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することの両方の整備と近年に新たに実施した取組の記載が必要。 I→II、II→III、III→IVに見直し	4月1日(水)
	介護職員処遇改善加算	加算届	該当事業所	上乗せ評価を行うための区分を創設(I) ①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することの両方の整備と近年に新たに実施した取組の記載が必要。 I→II、II→III、III→IVに見直し	4月1日(水)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	提出期限
訪問看護	集合住宅に居住する利用者の減算	減算届	該当事業所	①事業所と同＝敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サニース付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、当該利用者に対する報酬を減算。 ②①以外の建物(建物の定義は①と同じ)に居住する者は、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合に減算。	4月1日(水)
	看護体制強化加算	加算届	該当事業所	緊急時訪問看護加算:前3月において、算定した利用者の占める割合が100分の50以上 特別管理加算:前3月において、算定した利用者の占める割合が100分の30以上 ターミナルケア加算:前12月において、加算を算定した利用者が1名以上	4月1日(水)
訪問リハ	集合住宅に居住する利用者の減算	減算届	該当事業所	①事業所と同＝敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サニース付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、当該利用者に対する報酬を減算。 ②①以外の建物(建物の定義は①と同じ)に居住する者は、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合に減算。	4月1日(水)
	短期集中リハビリテーション実施加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していることが必要。	4月1日(水)
	リハビリテーションマネジメント加算	加算届	該当事業所	基本報酬に包括評価→Ⅰ～Ⅱ	4月1日(水)
	社会参加支援加算	加算届	該当事業所	評価対象期間の次の年度内に限り加算。 評価対象期間において提供を終了した者のうち、通所介護、通所リハ、認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が、100分の5を超えていること。等	4月1日(水)
通所介護	宿泊サービスの実施	宿泊サービス届	該当事業所	宿泊サービスの提供日数にかかわらず、届出要	9月30日(水)
	中重度者ケア体制加算	加算届	該当事業所	○指定基準の介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ○前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。 ○通所介護を行う時間帯を通じて、専ら通所介護の提供に当たたる看護職員を1以上確保していること。 ○指定基準の介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ○前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が100分の20以上であること。 ○通所介護を行う時間帯を通じて、専ら通所介護の提供に当たたる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1以上確保していること。	4月1日(水)
	認知症加算	加算届	該当事業所		4月1日(水)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	提出期限
通所リハ	同一建物に居住する利用者の減算	減算届	該当事業所	送迎を実施していない場合(利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合は減算の対象とする。	4月1日(水)
	個別送迎体制強化加算	加算届	該当事業所	療養通所介護のみ	4月1日(水)
	入浴介助体制強化加算	加算届	該当事業所	療養通所介護のみ	4月1日(水)
	サービス提供体制強化加算	加算届	該当事業所	(I)イ介護福祉士5割以上 (I)→(I)ロ介護福祉士4割以上:届出不要	4月1日(水)
	介護職員処遇改善加算	加算届	該当事業所	上乗せ評価を行うための区分を創設(I) ①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することの両方の整備と近年に新たに実施した取組の記載が必要。 I→II、II→III、III→IVに見直し	4月1日(水)
	理学療法士等体制強化加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。	4月1日(水)
	リハビリテーションマネジメント加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。I～IIに見直し。	4月1日(水)
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	加算届	該当事業所	短期集中リハビリテーション実施加算と個別リハビリテーション実施加算を統合し、届出事項に追加。	4月1日(水)
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	加算届	該当事業所	I～IIに見直し。あり→I:届出不要	4月1日(水)
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	加算届	該当事業所	ADL・IADL、社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てた新たな生活行為向上リハビリテーションとして、居宅などの実際の生活場面における具体的な指導などにおいて、新たな報酬体系を導入。	4月1日(水)
通所リハ	生活行為向上リハビリテーション後の継続減算	減算届	該当事業所	生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、実施期間の翌月以降に、同一の利用者に対して、通所リハを行った場合は、6月間に限り減算する。	4月1日(水)
	専任療養管理加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。加算の対象者を要介護3以上に拡大。	4月1日(水)
	中重度者ケア体制加算	加算届	該当事業所	○指定基準の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で1以上確保していること。 ○前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。 ○通所リハを行う時間帯を通じて、専ら通所リハの提供に当たる看護職員を1以上確保していること。	4月1日(水)
	同一建物に居住する利用者の減算	減算届	該当事業所	送迎を実施していない場合(利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合は減算の対象とする。	4月1日(水)
	社会参加支援加算	加算届	該当事業所	評価対象期間の次の年度内に限り加算。 評価対象期間において提供を終了した者のうち、通所介護、通所リハ、認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が、100分の5を超えていること。等	4月1日(水)
	サービス提供体制強化加算	加算届	該当事業所	(I)イ介護福祉士5割以上 (I)→(I)ロ介護福祉士4割以上:届出不要	4月1日(水)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	提出期限
	介護職員処遇改善加算	加算届	該当事業所	上乗せ評価を行うための区分を創設(Ⅰ) ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することの両方の整備と近年に新たに実施した取組の記載が必要。 Ⅰ→Ⅱ、Ⅱ→Ⅲ、Ⅲ→Ⅳに見直し	4月1日(水)
短期入所生活介護	多居室における滞在費負担(光熱水費相当分)	変更届(運営規程「利用料」)	該当事業所	直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額・負担限度額を上回っていることを踏まえた見直しで、50円/日。 多居室の入所者に対して室料相当の負担を求めることに伴う見直しで、470円/日。(実施は平成27年8月から。) ○ 専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を1名以上配置していること。 ○ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。 ○ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ○ 機能訓練指導員等が利用者の居室を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用している者に対しては、その後3月ごとに1回以上、利用者の居室を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。	4月10日(金) 8月10日(月)
	個別機能訓練体制	加算届	該当事業所	○ 専従の機能訓練指導員が利用者の居室を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用している者に対しては、その後3月ごとに1回以上、利用者の居室を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。	4月1日(水)
	看護体制加算	加算届	該当事業所	届出様式あり→Ⅰ～Ⅱに見直し。あり→Ⅰは届出不要。 【事業所要件】 ① 看護体制加算(Ⅱ)を算定していること。 ② 急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。 ③ 主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えてあらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。 ④ 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。 【利用者要件】 看護職員による手厚い健康管理を要する状態であること。	4月1日(水)
	医療連携強化加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。 ○ 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居室サ―ビス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。 ○ 緊急短期入所受入加算として短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として算定可能。	4月1日(水)
	緊急短期入所受入加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。 ○ 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居室サ―ビス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。 ○ 緊急短期入所受入加算として短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として算定可能。	4月1日(水)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	提出期限
	介護職員処遇改善加算	加算届	該当事業所	上乗せ評価を行うための区分を創設(Ⅰ) ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること の両方の整備と近年に新たに実施した取組の記載が必要。 Ⅰ→Ⅱ、Ⅱ→Ⅲ、Ⅲ→Ⅳに見直し	4月1日(水)
特定施設	医療機関連携加算	加算届	該当事業所	届出様式に追加。	4月1日(水)
	障害者等支援加算	加算届	該当事業所	届出様式に追加。	4月1日(水)
	認知症専門ケア加算	加算届	該当事業所	介護老人福祉施設サービスと同様の要件。	4月1日(水)
	サービス提供体制強化加算	加算届	該当事業所	加算の新設	4月1日(水)
	介護職員処遇改善加算	加算届	該当事業所	上乗せ評価を行うための区分を創設(Ⅰ) ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することの両方の整備と近年に新たに実施した取組の記載が必要。 Ⅰ→Ⅱ、Ⅱ→Ⅲ、Ⅲ→Ⅳに見直し	4月1日(水)
福祉用具貸与	複数の福祉用具を貸与する場合の価格の適正化	変更届(運営規程「利用料」)	該当事業所	通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。	4月10日(金)
居宅介護支援	特定事業所集申減算	減算届	該当事業所	平成27年9月1日から適用 ・減算を適用する割合を引き下げ(90%→80%) ・対象サービスの限定を外す。	平成28年3月15日(火)
	特定事業所加算	加算届	該当事業所	人材育成に関する協働体制を整備している場合を算定要件に追加 Ⅰ→Ⅱ→Ⅲに見直し。Ⅰ～Ⅱは変更なければ届出不要。 Ⅰ：常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置→2名以上配置 中重度の利用者の占める割合が50%以上→40%以上 Ⅱ：常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置→3名以上配置	4月1日(水)
	多居室における居住費負担(光熱水費相当分)	変更届(運営規程「利用料」)	該当事業所	直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額・負担限度額を上回っていることを踏まえた見直しで、50円/日。	4月10日(金)
	多居室における居住費負担(室料相当分)	変更届(運営規程「利用料」)	該当事業所	多居室の入所者に対して室料相当の負担を求めることに伴う見直しで、470円/日。(実施は平成27年8月から)	8月10日(月)
	看護体制加算	加算届	該当事業所	届出様式：あり→Ⅰ～Ⅱに見直し。あり→Ⅰは届出不要。	4月1日(水)
	経口移行加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。言語聴覚士又は看護職員による支援の要件を追加。	4月1日(水)
	経口維持加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。 ・現行のスクリーニング手法別の評価区分を廃止し、多職種による取組のプロセスを評価。 ・食事観察やカンファレンス等において、咀嚼能力等の口腔機能を踏まえた経口維持管理を評価。	4月1日(水)
介護老人福祉施設	口腔衛生管理体制加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。口腔機能維持管理体制加算から加算名を修正。	4月1日(水)
	口腔衛生管理加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。口腔機能維持加算から加算名を修正。	4月1日(水)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	提出期限
	サービス提供体制強化加算	加算届	該当事業所	(1)イ介護福祉士6割以上 (1)→(1)ロ介護福祉士5割以上:届出不要	4月1日(水)
	介護職員処遇改善加算	加算届	該当事業所	上乗せ評価を行うための区分を創設(1) ①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することの両方の整備と近年に新たに実施した取組の記載が必要。 I→II、II→III、III→IVに見直し	4月1日(水)
介護老人 保健施設	多床室における居住費負担 (光熱水費相当分)	変更届(運営規程 「利用料」)	該当事業所	直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額・負担限度額を上回っていることを踏まえた見直しで、50円/日。	4月10日(金)
	経口移行加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。言語聴覚士又は看護職員による支援の要件を追加。	4月1日(水)
	経口維持加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。 ・現行のスクリーニング手法別の評価区分を廃止し、多職種による取組のプロセスを評価。 ・食事観察やカンファレンス等において、咀嚼能力等の口腔機能を踏まえた経口維持管理を評価。	4月1日(水)
	口腔衛生管理体制加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。口腔機能維持管理体制加算から加算名を修正。	4月1日(水)
	口腔衛生管理加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。口腔機能維持加算から加算名を修正。	4月1日(水)
	サービス提供体制強化加算	加算届	該当事業所	(1)イ介護福祉士6割以上 (1)→(1)ロ介護福祉士5割以上:届出不要	4月1日(水)
	介護職員処遇改善加算	加算届	該当事業所	上乗せ評価を行うための区分を創設(1) ①職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することの両方の整備と近年に新たに実施した取組の記載が必要。 I→II、II→III、III→IVに見直し	4月1日(水)
	多床室における居住費負担 (光熱水費相当分)	変更届(運営規程 「利用料」)	該当事業所	直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額・負担限度額を上回っていることを踏まえた見直しで、50円/日。	4月10日(金)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	提出期限
介護療養型 医療施設	(人員配置区分) 療養機能強化型以外と療養機能強化 型Aと療養機能強化型Bと療養機能強 化型の別	加算届	該当事業所	<AB共通> ○生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。 ○地域に貢献する活動を行っていること。 (療養病床を有する診療所) ○看護職員の数が、常勤換算方法で6:1以上。 ○介護職員の数が、常勤換算方法で6:1以上。 ○前3月間における入院患者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合がA:100分の10以上、B100分の5以上 (1)医師が回復の見込みがないと診断した者であること。 (2)入院患者等の同意を得て、ターミナルケア計画が作成されている。 (3)ターミナルケアが行われていること。 <療養機能強化型A> (1)前3月間における入院患者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が100分の50以上。 (2)前3月間における入院患者等のうち、喀痰吸引、経管栄養、又はインスリン注射が実施された者の占める割合が100分の50以上。 (療養病床を有する病院) ○看護職員の数が、常勤換算方法で6:1以上。 ○介護職員の数が、常勤換算方法で4:1以上。 <療養機能強化型B> (1)前3月間における入院患者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が100分の50以上。(診療所の場合は100分の40以上) (2)前3月間における入院患者等のうち、喀痰吸引、経管栄養、又はインスリン注射が実施された者の占める割合が100分の30以上。(診療所の場合は100分の20以上) (療養病床を有する病院) ○看護職員の数が、常勤換算方法で6:1以上。 ○介護職員の数が、常勤換算方法で4:1以上又は5:1以上。	4月1日(水)
	経口移行加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。言語聴覚主又は看護職員による支援の要件を追加。	4月1日(水)
	経口維持加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。 ー 現行のスクリーニング手法別の評価区分を廃止し、多職種による組 のプロセスを評価。 ー 食事観察やカンファレンス等において、咀嚼能力等の口腔機能を踏まえ た経口維持管理を評価。	4月1日(水)
	口腔衛生管理体制制加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。口腔機能維持管理体制制加算から加算名を修正。	4月1日(水)
	口腔衛生管理加算	加算届	該当事業所	届出事項に追加。口腔機能維持加算から加算名を修正。 (I)イ介護福祉士6割以上	4月1日(水)
	サービス提供体制強化加算	加算届	該当事業所	(I)→(I)ロ介護福祉士5割以上。届出不要	4月1日(水)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	提出期限
	介護職員処遇改善加算	加算届	該当事業所	上乘せ評価を行うための区分を創設(Ⅰ) ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することの両方の整備と近年に新たに実施した取組の記載が必要。 Ⅰ→Ⅱ、Ⅱ→Ⅲ、Ⅲ→Ⅳに見直し	4月1日(水)
介護予防 通所介護	選択的サービス複数実施加算	加算届	該当事業所	届出様式に追加。	4月1日(水)
介護予防 通所リハ	選択的サービス複数実施加算	加算届	該当事業所	届出様式に追加。	4月1日(水)

(注)介護予防サービスについても、介護職員処遇改善加算など居宅サービスと同様な加算があり、届出が必要です。

(注)届出様式、その他詳細はホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>)を御確認ください。

趣 旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づき措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

概 要

1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）

①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、消費増収増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置

②医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

病床機能報告制度

2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）

①医療機関が都道府県知事に病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し、都道府県は、それをもとに地域医療構想（ビジョン）（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定

②医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）

①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化 ※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業

②特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な重度の要介護者を支える機能に重点化

③低所得者の保険料軽減を拡充

④一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ（ただし、一般の世帯の月額上限は据え置き）

⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

4. その他

①診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設

②医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ

③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置

④介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期）

施行期日（予定）

公布日（平成26年6月25日）。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

【参考】総合事業への指定事業者制度の導入

○ 給付から事業への移行により、多様な主体による多様なサービスが可能となり、市町村の事業の実施方法も多様となる。
国が介護保険法に基づきガイドライン(指針)を定め、円滑な移行を支援。

○ 市町村の総合事業の実施方法として、事業者への委託等のほか、予防給付と同様の指定事業者制を導入

- ・指定事業者制により、事業者と市町村の間で毎年度委託契約を締結することが必要となり、事務負担を軽減
- ・施行時には、原則、都道府県が指定している予防給付の事業者(訪問介護・通所介護)を、市町村の総合事業の指定事業者とみなす経過措置を講じ、事務負担を軽減するとともに、円滑な移行を図る
- ・審査及び支払についても、現在の予防給付と同様に、国民健康保険団体連合会の活用を推進

＜介護予防給付の仕組み＞

- ・指定介護予防事業者
(都道府県が指定)
- ・介護報酬(全国一律)
- ・国保連に審査・支払いを委託

円滑な移行
(訪問介護・通所介護)

＜新しい総合事業の仕組み＞

①指定事業者による方法(給付の仕組みと同様)

- ・指定事業者 (市町村が指定)
- ・単価は市町村が独自に設定
- ・国保連に審査・支払いの委託が可能

②その他の方法

- ・事業者への委託、事業者への補助、市町村による直接実施
- ・委託費等は市町村が独自に設定
(利用者1人当たりに要する費用が、国が定める上限単価を上回らないように設定)

(必要な方への専門的なサービス提供等)

- ・ケアマネジメントを通じて、専門的なサービスが必要とする方に対しては、既存の介護事業者等も活用して、専門的なサービスを提供
- ・専門的なサービスの利用と併せて、市町村を中心とした支え合いの体制づくりを進めることで、ボランティア、NPOなどの多様なサービスの提供を推進
- ・国としては、専門的なサービスについてふさわしい単価設定を行うことなど市町村の取組を支援

- 要介護3～5の入所申込者については、従前通りの取扱いにより「入所判定対象者」を選定。
- 要介護1・2の方が入所を申し込むこと自体を妨げるものではないが、「入所判定対象者」となるためには、「居宅において日常生活を営むことが困難なことが困難なことについてやむを得ない事由」が必要。その判断の際には、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等を実施。
- その上で、「入所判定対象者」全体の中で、入所判定委員会において「介護の必要の程度」や「家族の状況」等を勘案して、最終的な入所者を決定。

施設への入所申し込み

入所判定対象者
リスト①
要介護3～5

従前通りの取扱い

入所判定対象者
リスト②
要介護1・2の特例入所対象者

心身の状況や置かれてい
る環境等の事
情に照らして、居宅にお
いて日常生活を
営むことが困難なこ
とについてやむを得
ない事由があると認
められる必要。

入所判定委員会による合議

入所決定

※「介護の必要の程度」や「家族の状況」等を勘案し、入所者を決定（従前と同様）

【考慮事項】

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

【市町村の適切な関与】 ※市町村の独自の取組を妨げるものではない。

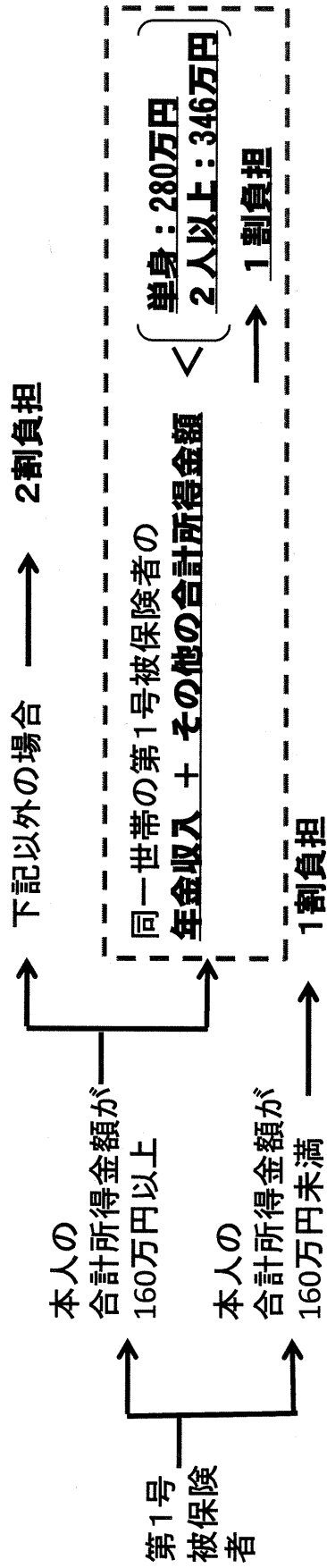
- ① 施設は、入所申込者に対して、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求める。
- ② 施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求める。
- ③ ②の求めを受けた場合、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できる。
- ④ 施設は、入所の必要性の高さを判断するに当たっては、改めて保険者である市町村に意見を求めることが望ましい。

一定以上所得者の負担割合の見直しについて

平成27年8月施行

基準

- 65歳以上の被保険者のうち所得上位20%に相当する基準である合計所得金額160万円以上の者（単身で年金収入のみの場合、280万円以上）を基本とする。
- 合計所得金額が160万円以上であっても、実質的な所得が280万円に満たないケースや2人以上世帯における負担能力が低いケースについては、その負担能力を考慮し、「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は、1割負担に戻す。



事務

- ①各第1号被保険者の所得情報及び世帯構成に基づく判定事務
- ②事業者等が各被保険者の負担割合を確認できるよう、利用者負担割合を証する書面を発行する事務

判定

- 住民税で用いる前年所得に係るデータに基づきシステムで職権判定。
- 海外から転入した者等前年所得が不明である場合には、1割負担。
- 要介護（支援）認定を受けている者が他市町村に転出する際に受給資格証明書を転出元市町村が発行する場合、当該受給資格証明書に、負担割合及び当該負担割合を1割とした場合の判定要件等の情報を記載することとし、転入先市町村の判定事務に活用。

負担割合の変更があるケースとその場合の過誤調整方法

(住民税の所得更正による場合)

○ 負担割合証の有効期間の始期である直近の8月(※1)まで遡って変更。

→ 保険者が被保険者との間で調整

※1 税の遡及に応じて、時効の範囲内で更に遡ることもあり得る。

(世帯員の転出入等による場合)

○ 世帯員の転出入、死亡などにより世帯内の第1号被保険者数が変わり、負担割合が変更となる場合は、当該事実があった月の翌月初日(※2)から変更。

※2 当該日が月の初日の場合には、その月から負担割合を変更する。以下同じ。

○ 当該事実の発覚(届出)が遅れた場合にも、当該事実があった月の翌月初日から変更。(遡及変更)

→ 保険者が被保険者との間で調整

(65歳到達の第1号被保険者の場合)

○ 65歳到達の第1号被保険者については、判定により2割となる場合、年齢到達月の翌月初日から変更。

→ 要介護(支援)認定を受けた第2号被保険者に発行する負担割合証に65歳到達後の負担割合を併記

(事業所窓口で負担割合証の持参忘れ等により負担割合が不明な場合)

○ ケアマネジャー等に確認してもなお不明な場合は、事業者が仮で2割を徴収する取扱いも可。

→ 後日1割負担だということが分かった場合は、事業者が被保険者との間で調整

負担割合証

○ 1割負担の者も含め、認定者全員に交付

○ 有効期間は、当該年度の8月1日から翌年度の7月31日まで

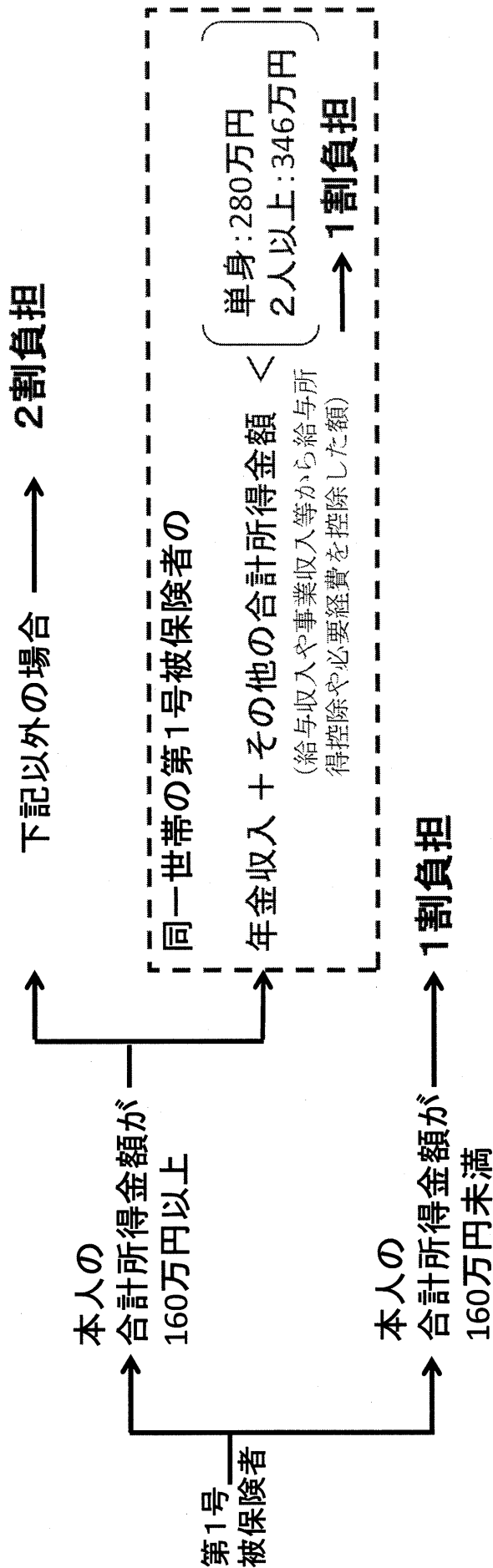
その他

○ 新たに年金収入＋その他の合計所得金額の情報が必要となるため、税システムの改修が必要な場合あり。

○ 保険料滞納者への給付制限は現行同様3割。

介護保険の自己負担が2割となる「一定以上所得者」の判定基準

- 介護保険の自己負担が2割となる一定以上所得者については、基本的に第1号被保険者である高齢者本人の合計所得金額（※1）により判定を行い、世帯の中でも基準以上（160万円以上（※2）、年金収入に換算すると280万円以上）の所得を有する方のみ利用者負担を引き上げることとする。
 - しかしながら、
 - ・ その方が収入が給与収入、事業収入や不動産収入といった年金収入以外の収入を中心とする場合には、実質的な所得が280万円に満たないケースがあること
 - ・ 夫婦世帯の場合には、配偶者の年金が低く、世帯としての負担能力が低いケースがあること
- から、以下のように、その世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円（※3）未満の場合は、1割負担に戻すこととする。



- ※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額
- ※2 被保険者の上位20%に該当
- ※3 $280\text{万円} + 5.5\text{万円 (国民年金の平均額)} \times 12 \div 346\text{万円}$

高額介護サービス費の見直しについて

平成27年8月施行

基準

- 同一世帯内の第1号被保険者に現役並み所得相当の者がいる場合に、その世帯の負担の上限額を44,400円とする。
- 現役並み所得相当の者の基準(政令で規定予定)は、高齢者医療と同様とし、
 ・ 課税所得145万円以上
 ・ ただし、課税所得145万円以上の場合でも、
 同一世帯内の第1号被保険者の収入が
 1人のみの場合383万円
 2人以上の場合520万円
 に満たない場合には、一般に戻す。
 (上限37,200円)

〈見直し後〉

	自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当	44,400円(世帯)
一般	37,200円(世帯)
市町村民税世帯非課税等	24,600円(世帯)
年金収入80万円以下等	15,000円(個人)

申請主義と申請勧奨

- 前年の収入により判定するため、被保険者による申請が必要。
- 次のいずれにも該当する者に申請を勧奨(課税情報を把握した後の7月頃)
 - ・ 世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる(※)
 - ・ 世帯内に要介護(支援)認定を受けている者がいる
- ※ 年金収入＋その他の合計所得金額により、収入が383万円(2人以上の場合520万円)以上となることが
 自明である場合は、勧奨の対象とする必要はない。
- 当該申請により基準を下回る場合には、申請があった月の翌月初日から上限を37,200円とする。

その他

- 税システムから新たに高齢者医療と同様、課税所得を入手する必要。

補足給付の見直しについて

平成27年8月 &
平成28年8月施行

概要

- ① 配偶者の所得の勘案【平成27年8月施行】
世帯分離していても配偶者の所得を勘案
- ② 預貯金等の勘案【平成27年8月施行】
預貯金等について、単身の場合は1000万円以下、夫婦の場合は2000万円以下であることを要件に追加
- ③ 非課税年金の勘案【平成28年8月施行】
第2段階と第3段階は、年金収入及び合計所得金額の合計額で判定しているが、遺族年金及び障害年金と
いった非課税年金の額もこの額に含めて判定

①配偶者の所得の勘案

(確認方法)

- 配偶者の有無については、申請書に配偶者の氏名、生年月日、住所等の欄を設け、申請に当たり記入。
- 必要に応じて戸籍調査を実施。
具体的には、
 - ・補足給付申請者の本籍地の市町村に対し、補足給付申請者の戸籍を照会し、配偶者の有無を確認
 - ・配偶者の住所地市町村に配偶者の所得を照会
 とする方向で調整中。

(配偶者の範囲)

- 婚姻届を提出していない事実婚も含む。
- ①DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や、②行方不明の場合、③①②に準ずる場合(※)は対象外。

※ ①、②に準ずる場合を幅広く解することは適当でないが、たとえばDV防止法における暴力を行った者が補足給付申請者となる場合などが考えられる。

②預貯金等の勘案(1)

(預貯金等の範囲)

- 勘案の対象とする預貯金等の基本的考え方は以下のとおり
 - ・ 資産性があるもの、換金性が高いもの、かつ価格評価が容易なものを資産勘案の対象とする。
 - ・ 価格評価を確認できる書類の入手が容易なものについては添付を求める。

種類	対象か否か	確認方法
預貯金(普通・定期)	○	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	○	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	○	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	○	借用証書など
生命保険	×	—
自動車	×	—
貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)	×	—
その他高価な価値のあるもの(絵画・骨董品・家財など)	×	—

②預貯金等の勘案(2)

(適正な申告の確保方策)

① 通帳の写し

- ・ 申請の際、申請日の直近から、原則として2か月前までの通帳の写しを添付。
- ・ 提出は必要に応じ求める(毎年までは求めないことも可)。

② 不正行為への加算金

- ・ 給付した額の返還に加えて給付額の最大2倍の加算金(給付額含め3倍)を課することができる。

③ 金融機関への照会

- ・ 法203条に基づき銀行等への預貯金の照会を行うことが可能であり、必要に応じて実施。
- ・ 申請書に、預貯金等の金融機関への照会について本人及び配偶者(内縁含む)の同意記入欄を設ける。
- ・ 金融機関への照会方法については、本店一括照会の活用の可能性も含め、関係団体と調整中。

③非課税年金の勘案

(勘案する年金の範囲)

- 勘案する年金としては、
 - ・ 国民年金法による遺族基礎年金・障害基礎年金
 - ・ 厚生年金保険法による遺族厚生年金・障害厚生年金
 - ・ 共済各法による遺族共済年金・障害共済年金
- 等を想定しており、具体的には告示で定めることとする。

(判定方法)

- 市町村に年金保険者から非課税年金に係る情報を提供する仕組みを設けることを現在検討中。
- 各市町村には、特別徴収対象者と同様に、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を経由して情報提供が行われ、これにより判定する仕組みとする予定。

その他

(激変緩和措置のための団体への配慮要請)

○ 今般の見直し(①配偶者の所得の勘案及び②預貯金等の勘案)に伴い、

1) 変更後の手続の説明や代行等の協力

2) 施行日現在入所しておりこれまで第1段階から第3段階に該当していたが、今回の見直しにより第4段階となる方に対し、各施設の判断で負担増の激変緩和を図る観点から、食費・居住費の額について、基準費用額を上限として設定する等の配慮措置を講じていただくこと

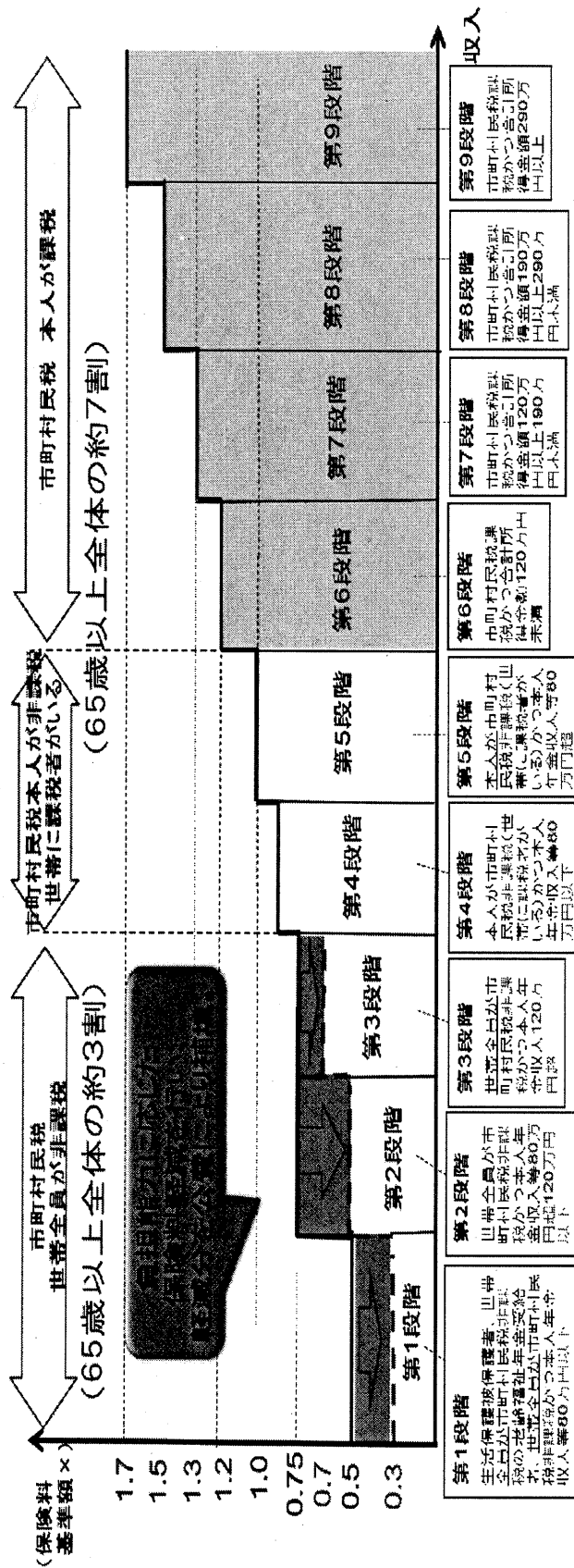
について、厚生労働省から全国老人福祉施設協議会等に要請をする方向で調整中。

○ 厚生労働省から要請した際には、各自治体においても、制度改正の周知とあわせて、管内の施設に可能な限りこの要請の内容を踏まえた対応を頂けるよう、周知等の協力をお願いする予定。

第1号保険料の多段階化・軽減強化について

平成27年4月施行

標準段階の見直し



- 第6～第9段階の境界となる合計所得金額及び標準乗率については、第1弾政省令に規定予定。
- 市町村民税課税層の更なる多段階化や、各段階の乗率については、これまでと同様に各保険者の裁量により設定可能。
- 調整交付金も、この新たな標準段階に応じて算定。

公費による保険料軽減の強化

(軽減幅)

- 平成27年度予算で決定し、年度末政令で規定(各市町村の軽減幅については、政令で定める軽減幅の範囲内で条例に規定。)

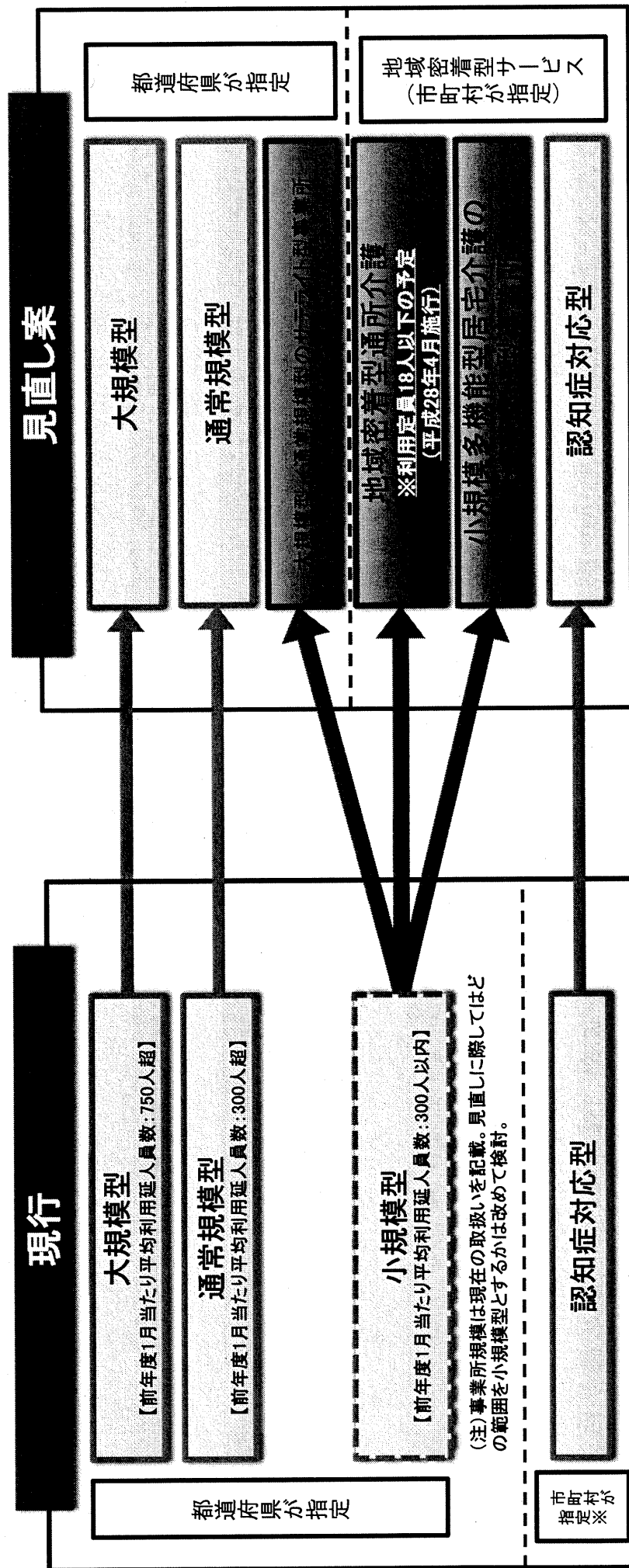
(支出方法)

- 市町村は低所得者の保険料軽減に要する費用を全額一般会計から特別会計に繰り入れ、国がその費用の1/2、都道府県がその費用の1/4を負担し、市町村の一般会計に交付。

小規模通所介護の移行について

504

- 増加する小規模の通所介護の事業所について、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する地域密着型サービスへの移行、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、通所介護（大規模型・通常規模型）や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所への移行を検討。
- 地域密着型通所介護は利用定員18人以下とすることを予定しており、平成28年4月施行予定。



※地域密着型サービス

※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等

○事業所の指定・監督

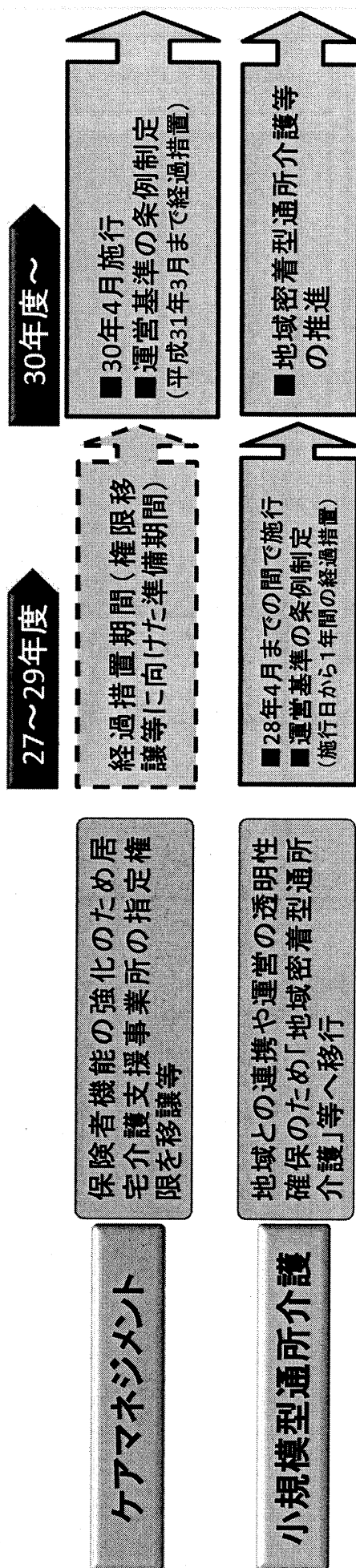
○事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取

○運営推進会議への参加等

※地域密着型サービスは、市町村の判断で公募により事業者を指定できる。

居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行のスケジュール

- 居宅介護支援（ケアマネ）事業者の指定権限の市町村への移譲や小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行などを検討中。
- これらは十分な経過措置期間を設けるとともに、市町村の事務負担の軽減等のために必要な支援を行う。



（事務負担の軽減）

- ・ 市町村の事務負担を少しでも軽減するため、地域密着型サービス事業所の指定の際の市町村長による運営委員会の実施等関係者の意見反映のための措置の義務付けを緩和し、努力義務とするほか、以下のような措置について検討。

（例）事業所の指定事務 → 書類の確認等に係る事務の委託の推進
 集団指導、実地指導 → 事務受託法人等の活用との推進、都道府県との役割分担
 運営推進会議 → 実施方法等の弾力化の推進

福祉用具専門相談員指定講習の見直しについて(案)

科目	時間	内容
1 老人保健福祉に関する基礎知識	2	老人保健福祉制度の概要
2 介護と福祉用具に関する知識	20	介護に関する基礎知識 介護技術 介護の場面における福祉用具の活用
3 関連領域に関する基礎知識	10	高齢者の心理 医学の基礎知識 リハビリテーションの概要
4 福祉用具の活用に関する実習	8	

○ 現行の内容を踏まえた科目及び内容について見直し
(例)

- ・福祉用具サービス計画の作成に係る項目の追加
- ・住環境の知識に係る項目の追加

○ 時間数について見直し
(例)40時間+充実分

福祉用具専門相談員の要件の見直しについて(案)

【現行】

〔要件〕 次のいずれかの要件を満たす者

- (1)保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士
- (2)介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者
- (3)福祉用具専門相談員指定講習修了者 ※厚生労働大臣が定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定

【見直し後】

〔要件〕 次のいずれかの要件を満たす者

- (1)保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士
- (2)福祉用具専門相談員指定講習修了者 ※厚生労働大臣が定める基準に適合するものを行う者として都道府県知事が指定

老振発 1212 第 1 号

平成 26 年 12 月 12 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

（公 印 省 略）

「福祉用具専門相談員について」の一部改正について

居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定する際に意見を聞くこととされている福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当する者としているところである。

今般、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 397 号）が公布され、福祉用具専門相談員となるための要件から養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1 級課程・2 級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）を除き、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定することとする等の改正が行われ、平成 27 年 4 月 1 日より適用されることとなった。

また、同令附則第 2 項の規定により、同令の施行の際（平成 27 年 4 月 1 日）現に養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1 級課程・2 級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）である者の助言（平成 28 年 3 月 31 日までの間において行われるものに限る。）を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例によることとされている。

これにあわせて「福祉用具専門相談員について」（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331011 号）を別添のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

ついては、当該内容について御了知の上、貴管内市区町村、福祉用具専門相談員指定講習事業者等にその周知徹底を図られたい。

平成27年度介護報酬改定の概要 (案)

I 平成27年度介護報酬改定に係る基本的な考え方

平成27年度の介護報酬改定は、2025年(平成37年)に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していくため、平成26年度制度改正の趣旨を踏まえ、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった基本的な考え方に基き行うものである。

これらとともに、賃金・物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえた介護報酬の改定率は、全体で▲2.27%である。

(参考)

介護報酬改定率 ▲2.27%

(うち、在宅分▲1.42%、施設分▲0.85%)

(注1) ▲2.27%のうち、在宅分、施設分の内訳を、試算したもの。

(注2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、在宅分を含んでいる。
(施設分は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)

II 平成27年度介護報酬改定の基本的な考え方とその対応

平成27年度の介護報酬改定については、以下の基本的な視点に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

(1) 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

① 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応

○ 将来、中重度の要介護者や認知症高齢者となったとしても、「住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」という地域包括ケアシステムの基本的な考え方を実現するため、引き続き、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図る。

○ 特に、中重度の要介護状態となっても無理なく在宅生活を継続できるよう、24時間 365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を始めとした「短時間・一日複数回訪問」や「通い・訪問・泊まり」といった一体的なサービスを組み合わせて提供する包括報酬サービスの機能強化等を図る。

② 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進

○ リハビリテーションの理念を踏まえた「心身機能」、「活動」、「参加」の要素にバランスよく働きかける効果的なリハビリテーションの提供を推進するため、そのような理念を明確化するとともに、「活動」と「参加」に焦点を当てた新たな報

酬体系の導入や、このような質の高いリハビリテーションの着実な提供を促すためのリハビリテーションマネジメントの充実等を図る。

③ 番取り期における対応の充実

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、番取り期の対応を充実・強化するためには、本人・家族とサービス提供者との十分な意思疎通を促進することにより、本人・家族の意向に基づくその人らしさを尊重したケアの実現を推進することが重要であることから、施設等におけるこのような取組を重点的に評価する。

④ 口腔・栄養管理に係る取組の充実

○ 施設等入所者が認知機能や摂食・嚥下機能の低下等により食事の経口摂取が困難となっても、自分の口から食べる楽しみを得られるよう、多職種による支援の充実を図る。

(2) 介護人材確保対策の推進

○ 地域包括ケアシステム構築の更なる推進に向け、今後も増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上への取組を推進する。

(3) サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

○ 地域包括ケアシステムの構築とともに介護保険制度の持続可能性を高めるため、各サービス提供の実態を踏まえた必要な適正化を図るとともに、サービスの効果的・効率的な提供を推進する。

III 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 居宅介護支援

① 認知症加算及び独居高齢者加算の基本報酬への包括化

認知症加算及び独居高齢者加算について、個人の心身の状況や家族の状況等に合わせたケアマネジメントの提供は、介護支援専門員の基本の業務であることを踏まえ、加算による評価ではなく、基本報酬への包括化により評価する。

認知症加算	150単位	基本報酬へ包括化
独居高齢者加算	150単位	基本報酬へ包括化

居宅介護支援費 (1月につき)

居宅介護支援 (I)

要介護1又は要介護2 1,005単位 ⇒ 1,042単位

要介護3、要介護4又は要介護5 1,306単位 ⇒ 1,353単位

⑤ 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。

⑥ 地域ケア会議における関係者間の情報共有

今般の制度改正で介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

2. 訪問系サービス

(1) 訪問介護

① 基本報酬の見直し

以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。

身体介護が中心である場合

所要時間 20 分未満	⇒	171 単位	⇒	165 単位
所要時間 20 分以上 30 分未満	⇒	255 単位	⇒	245 単位
所要時間 30 分以上 1 時間未満	⇒	404 単位	⇒	388 単位

生活援助が中心である場合

所要時間 20 分以上 45 分未満	⇒	191 単位	⇒	183 単位
所要時間 45 分以上	⇒	236 単位	⇒	225 単位
通院等乗降介助	⇒	101 単位	⇒	97 単位

※ 介護職員処遇改善加算の新しい加算率

加算 (I) : 8.6%
加算 (II) : 4.8%

② 20 分未満の身体介護の見直し

在宅における中重度の要介護者の支援を促進するため、訪問介護における身体介護の時間区分の1つとして「20 分未満」を位置づける。

また、現行の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けている」又は「実施に関する計画を策定している」場合について、日中と夜間・深夜・早朝の算定要件を共通のものとした上で、算定対象者を見直し、要介護1及び要介護2

の利用者については、認知症等により、短時間の身体介護が定期的に必要と認められる場合には、算定を可能とする（要介護1及び要介護2の利用者に対する「20 分未満の身体介護」の算定については、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けている」訪問介護事業所に限る。）。この場合には、従前どおり、前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けることを求めないが、「20 分未満の身体介護」を算定する利用者に係る1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）（訪問看護サービスを行わない場合）における当該利用者の要介護度に対応する単位数の範囲内とする要件の見直しを行う。

※ 算定要件等（身体介護（20 分未満））

○ 身体介護の時間区分の1つとして「20 分未満」を位置づける

- ・ 全ての訪問介護事業所において算定が可能
 - ・ 前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けることが必要
- 頻回の訪問（前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けないもの）については、以下の全ての要件を満たす場合に算定する。

〈利用対象者〉

- ・ 要介護1から要介護2の者であって認知症の利用者又は要介護3から要介護5の者であって障害高齢者の日常生活自立度ランクB～Cの利用者
- ・ 当該利用者に係るサービス担当者会議が、3月に1度以上開催されており、当該会議において、1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護が必要と認められた者

〈体制要件〉

- ・ 常時、利用者又は家族等からの連絡に対応できる体制がある
- ・ 次のいずれかに該当すること。

ア 定期巡回・随時対応サービスの指定を受けている

イ 定期巡回・随時対応サービスの指定を受けていないが、実施の意思があり、実施に関する計画を策定している（要介護3から要介護5の利用者に限る。）

- 頻回の訪問を含む20 分未満の身体介護算定する利用者に係る1 月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）（訪問看護サービスを行わない場合）の範囲内とする。

③ サービス提供責任者の配置基準等の見直し

中重度の要介護者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所に対する評価を行う。

特定事業所加算（IV）（新規）⇒所定単位数の100 分の5 に相当する単位数を加算

⑤ 生活機能向上連携加算の拡大

生活機能向上連携加算について、通所リハビリテーションのリハビリテーション専門職が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、リハビリテーション専門職と共同して、利用者の身体状況等を評価し、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合についても評価することとする要件の見直しを行う。

※ 算定要件等

- サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)による指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの環境として利用者の自宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成していること。
- 当該理学療法士等と連携して訪問介護計画に基づくサービスを提供していること。
- 当該計画に基づく初回の当該指定訪問介護が行われてから3ヶ月間、算定できること。

- ⑥ 訪問介護と新総合事業を一体的に実施する場合の人員等の基準上の取扱い
- 訪問介護事業者が、訪問介護及び新総合事業における第一号訪問事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。

(2) 訪問看護(介護予防を含む)

① 基本報酬の見直し

以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。

【指定訪問看護ステーションの場合】

20分未満	318 単位	310 単位
30分未満	474 単位	463 単位
30分以上1時間未満	834 単位	814 単位
1時間以上1時間30分未満	1,144 単位	1,117 単位

② 中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制の評価

在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する観点から、充実したサービス提供体制の事業所に対する評価を行う。

看護体制強化加算(新規) ⇒ 300 単位/月

※ 算定要件等

- 人員基準に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者を上回る数の常勤のサービス提供責任者を配置していること(利用者数が80人未満の事業所に限る。)(人材要件)
- サービス提供責任者全員に、サービス提供責任者業務の質の向上に資する個別研修計画が策定され、研修が実施または予定であること。【体制要件】
- 利用者総数のうち、要介護3以上、認知症自立度Ⅲ以上の利用者が60%以上であること。【重度対応要件】

また、常勤のサービス提供責任者が3人以上であって、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている事業所について、複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されている場合や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「利用者50人に対して1人以上」とする見直しを行う。

- ④ 訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算の取扱い
- 訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算について見直しを行う。ただし、減算が適用される訪問介護事業所が、人員基準を満たす他の訪問介護事業所と統合し出張所(いわゆる「サテライト事業所」)となる場合は、平成29年度末までの間、減算適用事業所を統合する訪問介護事業所全体について、当該減算を適用しないこととする。

訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算

所定単位数に90/100を乗じた単位数 ⇒ 所定単位数に70/100を乗じた単位数

※ 算定要件等

- 訪問介護員2級課程修了者(平成25年4月以降は介護職員初任者研修修了者)であるサービス提供責任者を配置していること。
- 減算が適用される訪問介護事業所が、人員基準を満たす他の訪問介護事業所と統合し出張所となるものとして、平成27年度末までに都道府県知事に届け出た場合は、平成29年度末までの間、減算適用事業所を統合する訪問介護事業所全体について、当該減算を適用しない。

※ 算定要件等

○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 算定日が属する月の前3月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。
- (2) 算定日が属する月の前3月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の30以上であること。
- (3) 算定日が属する月の前12月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること（介護予防を除く）。

③ 病院・診療所からの訪問看護の充実

医療機関の患者の在宅復帰の促進、在宅における要介護者の重度化も含めた訪問看護のニーズは更に高まることが想定されることから、将来的な訪問看護従事者の増員を図るべく、病院又は診療所からの訪問看護供給量の拡大等を促す観点から、病院又は診療所からの訪問看護について、基本報酬を増額する。

【病院又は診療所の場合】

20分未満	256 単位	262 単位
30分未満	383 単位	392 単位
30分以上1時間未満	553 単位	567 単位
1時間以上1時間30分未満	815 単位	835 単位

④ 訪問看護ステーションにおけるリハビリテーションの見直し

訪問看護ステーションからの理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士による訪問看護の一環としての訪問と、訪問リハビリテーション事業所からの訪問リハビリテーションについて類似した実態にあることから評価の見直しを行う。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合

318 単位/回 → 302 単位/回

(3) 訪問リハビリテーション

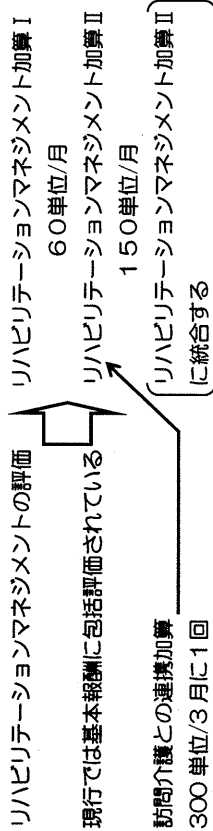
① 基本報酬の見直し

リハビリテーションマネジメント加算の再評価（後述②）に伴い、基本報酬に包括評価されているリハビリテーションマネジメントに相当する部分の評価を見直す。

307 単位/回 → 302 単位/回

② リハビリテーションマネジメントの強化

適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーション計画書（様式）の充実や計画の策定と活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーション会議」の実施と情報共有の仕組みの充実を評価する。また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問介護のサービス提供責任者に対して行う指導及び助言は、リハビリテーションマネジメントのプロセスとして一体的に評価する。



※ 算定要件等

○ リハビリテーションマネジメント加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

(2) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

○ リハビリテーションマネジメント加算(II)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を、会議の構成員である医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅介護支援専門員、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス等の担当者、その他関係者と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。

(2) 訪問リハビリテーション計画について、医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

(3) 3 月に 1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直していること。

(4) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者

の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。

(5) 以下のいずれかに適合すること。

① 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、指定訪問介護等の指定居宅サービスに係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。

② 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。

(6) (1)から(5)までに適合することを確認し、記録すること。

③ 短期集中リハビリテーション実施加算の見直し

退院（所）後間もない者に対する身体機能の回復を目的とした、短期集中リハビリテーション実施加算は、早期かつ集中的な介入を行う部分についての平準化した評価として見直す。

退院（所）日又は認定日から起算して

1月以内 340 単位/日



退院（所）日又は認定日から起算して

1月超3月以内 200 単位/日

退院（所）日又は認定日から起算して

3月以内 200 単位/日

※ 算定要件等（変更点のみ）

○ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。

④ 社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制の評価

訪問リハビリテーションの利用により ADL・IADL が向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行できるなど、質の高い訪問リハビリテーションを提供する事業所の体制を評価する。

社会参加支援加算（新規） ⇒ 17 単位/日

※ 算定要件等

○ 指定訪問リハビリテーション事業所において評価対象期間の次の年度内に限り 1 日につき 17 単位を所定の単位数に加算する。

○ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 評価対象期間において指定訪問リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が、100 分の 5 を超えていること。

(2) 評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して 14 日以降 44 日以内に、指定訪問リハビリテーション事業所の従業者が、リハビリテーションの提供を終了した者に対して、その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けることにより、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組の実施状況が、居宅訪問等をした日から起算して、3 月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

○ 12 月を指定訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が 100 分の 25 以上であること。

(4) 集合住宅に居住する利用者へのサービス提供

① 訪問系サービスにおける評価の見直し

訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションについて、以下の場合の評価を見直す。

(ア) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、当該利用者に対する報酬を減算する。

(イ) 上記以外の建物（建物の定義は同上）に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する利用者が一定数以上であるものについて、新たに減算する。

※ 算定要件等

○ 集合住宅の居住者にサービス提供する場合に減算対象となる利用者は以下のとおりとする。

- ・ 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する者

- ・ 上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合）

3. 通所系サービス

(1) 通所介護

① 基本報酬の見直し

以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。

小規模型通所介護の基本報酬については、通常規模型事業所と小規模型事業所のサービス提供に係る管理的経費の実態を踏まえ、見直しを行う。

【例1】小規模型通所介護費の場合

(所要時間7時間以上9時間未満の場合)	
要介護1	815 単位/日
要介護2	958 単位/日
要介護3	1,108 単位/日
要介護4	1,257 単位/日
要介護5	1,405 単位/日
要介護1	735 単位/日
要介護2	868 単位/日
要介護3	1,006 単位/日
要介護4	1,144 単位/日
要介護5	1,281 単位/日

【例2】通常規模型通所介護費の場合

(所要時間7時間以上9時間未満の場合)	
要介護1	695 単位/日
要介護2	817 単位/日
要介護3	944 単位/日
要介護4	1,071 単位/日
要介護5	1,197 単位/日
要介護1	656 単位/日
要介護2	775 単位/日
要介護3	898 単位/日
要介護4	1,021 単位/日
要介護5	1,144 単位/日

【例3】大規模型通所介護費 (I) の場合

(所要時間7時間以上9時間未満の場合)	
要介護1	683 単位/日
要介護2	803 単位/日
要介護3	928 単位/日
要介護4	1,053 単位/日
要介護5	1,177 単位/日
要介護1	645 単位/日
要介護2	762 単位/日
要介護3	883 単位/日
要介護4	1,004 単位/日
要介護5	1,125 単位/日

【例4】大規模型通所介護費 (II) の場合

(所要時間7時間以上9時間未満の場合)	
要介護1	665 単位/日
要介護2	782 単位/日
要介護3	904 単位/日
要介護4	1,025 単位/日
要介護5	1,146 単位/日
要介護1	628 単位/日
要介護2	742 単位/日
要介護3	859 単位/日
要介護4	977 単位/日
要介護5	1,095 単位/日

※ 処遇改善加算の新しい加算率

加算 (I) : 4.0%

加算 (II) : 2.2%

② 在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所の評価

認知症高齢者や中重度の要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供するため、介護職員又は看護職員を指定基準よりも常勤換算方法で複数以上加配している事業所について、加算として評価する。

認知症加算については、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して加算として評価し、中重度者ケア体制加算については、事業所の利用者全員に対して加算として評価する。

認知症加算 (新規) ⇒ 60 単位/日

※ 算定要件等

- 指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が100分の20以上であること。
- 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リレー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1以上確保していること。

中重度者ケア体制加算 (新規) ⇒ 45 単位/日

※ 算定要件等

- 指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。
- 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1以上確保していること。

③ 心身機能訓練から生活行為向上訓練まで総合的に行う機能の強化

地域で在宅生活が継続できるよう生活機能の維持・向上に資する効果的な支援を行う事業所を評価するため、現行の個別機能訓練加算の算定要件について、居宅を訪問した上で計画を作成することを新たな要件として加えるとともに、加算の評価の見直しを行う。

個別機能訓練加算 (I) 42 単位/日 ⇒ 46 単位/日

個別機能訓練加算 (II) 50 単位/日 ⇒ 56 単位/日

※ 算定要件等（個別機能訓練加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）共通。追加要件のみ）
 ○ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

④ 地域連携の拠点としての機能の充実
 利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動等と連携し、通所介護事業所を利用しない日でも利用者を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるよう、生活相談員の専従要件を緩和し、事業所内に限った利用者との対話を主体とした相談業務のみならず、サービス担当者会議に加えて地域ケア会議への出席などが可能となるようにする。

⑤ 看護職員の配置基準の緩和
 地域で不足している看護職員については、その専門性を効果的に活かすことができるよう、病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し、健康状態の確認を行った場合には、人員配置基準を満たしたものととする。

⑥ 地域密着型通所介護に係る基準の創設
 平成28年度に地域密着型通所介護が創設されることに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設けるとともに、基本報酬の設定については、上述①における見直し後の小規模型通所介護の基本報酬を踏襲する。

⑦ 小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行に向けた経過措置
 小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する際に、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての基準について、平成29年度末までの経過措置を設ける。
 また、経過措置期間内において、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての人員配置基準を満たさない場合には、小規模多機能型居宅介護の基本報酬を減算（70/100）する。

⑧ 通所介護（大規模型・通常規模型）のサテライト型事業所への移行
 小規模な通所介護事業所が通所介護（大規模型・通常規模型）事業所のサテライト事業所へ移行するに当たっては、一体的なサービス提供の単位として本体事業所に含めて指定するなど、現行のサテライト事業所の取扱いに従って実施する。

⑨ 通所介護と新総合事業における通所事業を一体的に実施する場合の人員等の基準上の取扱い
 通所介護事業者が、通所介護及び新総合事業における第一号通所事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、通所介護及び介護予防通所介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。

⑩ 夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化
 通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、届出を求めるとし、事故報告の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する。

(2) 療養通所介護

① 重度要介護者の療養生活継続に資するサービスを提供している事業所の評価
 在宅での重度要介護者の療養生活継続への対応を強化する観点から、複数名での送迎や入浴の体制を評価するための加算を創設する。

個別送迎体制強化加算（新規） ⇒ 210単位/日

※ 算定要件等

- 指定療養通所介護事業所における2名以上の従事者により、個別に送迎を行っていること。
- 当該従事者のうち1名は、看護師又は准看護師であること。

入浴介助体制強化加算（新規） ⇒ 60単位/日

※ 算定要件等

- 指定療養通所介護事業所における2名以上の従事者により、個別に入浴介助を行っていること。
- 当該従事者のうち1名は、看護師又は准看護師であること。

② 地域密着型サービスへの移行に係る基準の創設
 平成28年度に地域密着型サービスへ移行することに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設けるとともに、基本報酬の設定については現行の基本報酬を踏襲する。

- ③ 夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化
療養通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、届出を求めるとし、事故報告の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する。

※ 処遇改善加算の新しい加算率

加算（Ⅰ）：4.0%

加算（Ⅱ）：2.2%

(3) 通所リハビリテーション

- ① 基本報酬の見直しと個別リハビリテーション実施加算の包括化
長期間継続して実施される個別リハビリテーションの評価の一部の基本報酬への包括化も含め、基本報酬を以下の通り見直す。

個別リハビリテーション実施加算		包括化した基本報酬の設定
80 単位/回		短期集中個別リハビリテーション 実施加算として見直し
要介護 1	677 単位/日	726 単位/日
要介護 2	829 単位/日	875 単位/日
要介護 3	979 単位/日	1,022 単位/日
要介護 4	1,132 単位/日	1,173 単位/日
要介護 5	1,283 単位/日	1,321 単位/日

【例】通常規模型通所リハビリテーション費（所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合）

※ 処遇改善加算の新しい加算率

加算（Ⅰ）：3.4%

加算（Ⅱ）：1.9%

② リハビリテーションマネジメントの強化

適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーション計画書（様式）の充実や計画の策定と活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーション会議」の実施と情報共有の仕組みの充実を評価する。また、訪問指導等加算は、リハビリテーションマネジメントのプロセスとして一体的に評価する。

リハビリテーションマネジメント加算  リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）
230 単位/月

リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）
 開始月から 6 月以内 1,020 単位/月
開始月から 6 月超 700 単位/月
(新設)

訪問指導等加算  リハビリテーションマネジメント
加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）に統合する
550 単位/回（月 1 回を限度）

※ 算定要件等

○ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
- (3) 新規に通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該計画に従い、指定通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して 1 月以内に、当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行っていること。

○ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を、会議の構成員である医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅介護支援専門員、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス等の担当者、その他関係者と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。
- (2) 通所リハビリテーション計画について、医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (3) 通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して 6 月以内の場合にあつては 1 月に 1 回以上、6 月を超えた場合には 3 月に 1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に即じ、通所リハビリテーション計画を見直していること。
- (4) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、

介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。

(5) 以下のいずれかに適合すること。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービス事業に係る従業者と指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。

(6) (1)から(5)までに適合することを確認し、記録すること。

③ 短期集中リハビリテーション実施加算と個別リハビリテーション実施加算の見直し
退院（所）後間もない者に対する身体機能の回復を目的とした短期集中リハビリテーション実施加算と身体機能の回復を目的とした個別リハビリテーション実施加算を統合し、短期集中個別リハビリテーション実施加算として見直す。

退院（所）日又は認定日から起算して
1月以内 120 単位/日

退院（所）日又は認定日から起算して
1月超3月以内 60 単位/日

個別リハビリテーション実施加算
80 単位/回

退院（所）日又は認定日から起算して
3月以内 110 単位/日

※ 算定要件等（変更点のみ）

○ 個別にリハビリテーションを実施すること。

○ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定しない。

○ 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。

④ 認知症短期集中リハビリテーションの充実

認知症高齢者には個別のリハビリテーションよりも状況が理解されやすい集団活動や何をするのかイメージされやすい活動や参加へのアプローチが導入しやすいため、認知症の状態に合わせた効果的な方法や介入頻度・時間を選択できる新たな報酬体系を追加する。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)
退院（所）日又は通所開始日から
起算して3月以内 240 単位/日



認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)
退院（所）日の翌日の属する月又は
開始月から
起算して3月以内 1,920 単位/月



(新設)

※ 算定要件等

○ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 1 週間に2日を限度として個別にリハビリテーションを実施すること。

(2) 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。

○ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 1 月に4回以上リハビリテーションを実施すること。

(2) リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施すること。

(3) 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定していること。

○ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)と認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)は、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定しない。

⑤ 活動と参加に焦点を当てた新たな評価体系の導入

ADL・IADL、社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てた新たな生活行為向上リハビリテーションとして、居宅などの実際の生活場面における具体的な指導などにおいて、訪問と通所を組み合わせることが可能となるような新たな報酬体系を導入する。

生活行為向上リハビリテーション実施加算（新設）

開始月から起算して3月以内の期間に行われた場合 2,000 単位/月

開始月から起算して3月超6月以内の期間に行われた場合 1,000 単位/月

※ 算定要件等

○ 指定通所リハビリテーション事業所において、評価対象期間の次の年度内に限り 1 日につき 12 単位を所定の単位数に加算する。

○ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者（生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定した者を除く。）のうち、指定通所介護、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が 100 分の 5 を超えていること。

(2) 評価対象期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して 14 日以降 44 日以内に、指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、リハビリテーションの提供を終了した者に対して、その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けることにより、指定通所介護、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組の実施状況が、居宅訪問等をした日から起算して、3 月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

○ 12 月を当該指定通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が 100 分の 25 以上であること。

⑤ 重度者対応機能の評価

中重度要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供するため、看護職員又は介護職員を指定基準よりも常勤換算方法で 1 以上加配している事業所について、加算として評価する。

中重度者ケア体制加算（新設） ⇒ 20 単位/日

※ 算定要件等

○ 指定基準に定められた員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で 1 以上確保していること。

○ 前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護 3 以上の利用者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。

○ 指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を 1 以上確保していること。

※ 算定要件等

○ 指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらためて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、指定通所リハビリテーションの利用者の有する能力の向上を支援した場合には加算する。

○ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。

(2) 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。

(3) 当該計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日前 1 月以内に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況及び実施結果を報告すること。

(4) 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(II)を算定していること。

○ ただし、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定しない。

⑥ 生活行為向上リハビリテーション実施加算の実施後に通所リハビリテーションを継続した場合の減算（新設）

生活行為向上リハビリテーションの提供終了後の翌月から 6 月間に限り 1 日につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※ 算定要件等

○ 生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、当該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画書で定めた実施期間の翌月以降に、同一の利用者に対して、指定通所リハビリテーションを行った場合は、6 月間に限り減算する。

⑦ 社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制の評価

通所リハビリテーションの利用により ADL・IADL が向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行できるなど、質の高い通所リハビリテーションを提供する事業所の体制を評価する。

4. 訪問系・通所系サービス共通

① リハビリテーションの基本理念

リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならぬことについて、訪問・通所リハビリテーションに関する基本方針に規定する（訪問看護、通所介護、認知症対応型通所介護も同様に規定する）。

② 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションを同一事業者が提供する場合の運営の効率化

訪問・通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業者が提供する場合は運営の効率化を推進するために、リハビリテーション計画、リハビリテーションに関する利用者等の同意書、サービス実施状況の診療記録への記載等を効果的・効率的に実施できるように基準を見直す。

③ リハビリテーションを提供する事業者に係る運営基準

訪問・通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーション会議の場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるように努めることとする。

5. 短期入所系サービス

(1) 短期入所生活介護

① 基本報酬の見直し

介護老人福祉施設の基本報酬の見直しに併せて、以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。

＜単独型短期入所生活介護費（I）：従来型個室＞

	(現行)	(27年4月)
要支援1	486 単位/日	461 単位/日
要支援2	603 単位/日	572 単位/日
要介護1	648 単位/日	620 単位/日
要介護2	719 単位/日	687 単位/日
要介護3	791 単位/日	⇒ 755 単位/日
要介護4	862 単位/日	822 単位/日
要介護5	931 単位/日	887 単位/日

⑨ 重度療養管理加算の拡大

重度療養管理加算については、要件を見直し、加算の対象者を拡大する。

重度療養管理加算 ⇒ 算定要件の見直し

※ 算定要件等（変更点のみ）

○ 対象者を要介護3まで拡大する。

(4) 通所系サービス共通（通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護）

① 送迎時における居宅内介助等の評価

送迎時に実施した居宅内介助等（電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等）を通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護の所要時間を含めることとする。

※ 算定要件等

○ 居宅サービス計画と個別サービス計画に位置付けた上で実施するものとし、所要時間を含めることができる時間は30分以内とする。

○ 居宅内介助等を行う者は、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等とする。

② 延長加算の見直し

通所介護等の延長加算は、実態として通所介護事業所等の設備を利用して宿泊する場合は算定不可とするとともに、介護者の更なる負担軽減や、仕事と介護の両方の観点から、更に延長加算の対象範囲を拡大する。

【例】通所介護における延長加算

12 時間以上 13 時間未満（新規） ⇒ 200 単位/日

13 時間以上 14 時間未満（新規） ⇒ 250 単位/日

※ 算定要件

○ 所要時間7時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に日常生活上の世話をを行った場合。

○ 指定通所介護の所要時間と指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となること。

③ 送迎が実施されない場合の評価の見直し

送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）は減算の対象とする。

送迎を行わない場合（新規） ⇒ △47 単位/片道

② 緊急短期入所に係る加算の見直し

短期入所生活介護において、緊急時の円滑な受入れが促進されるよう、緊急短期入所に係る加算を見直し、空床確保の体制を評価する緊急短期入所体制確保加算については、廃止する。

一方、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急的に行う場合を評価する緊急短期入所受入加算については、要件を緩和するとともに充実を図る。

緊急短期入所体制確保加算	40 単位/日	⇒	廃止
緊急短期入所受入加算	60 単位/日	⇒	90 単位/日

※ 算定要件等

- 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。
- 緊急短期入所受入加算として短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として算定可能。

③ 緊急時における基準緩和

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認められた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受入れを可能とする。

④ ADL・IADLの維持・向上を目的とした機能訓練を実施している事業所の評価

事業所が利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員が、ADL・IADLの維持・向上を目的として実施する個別の機能訓練を実施する場合には、新たな加算として評価する。

個別機能訓練加算（新規）	⇒	56 単位/日
--------------	---	---------

※ 算定要件等

- 専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を1名以上配置していること。
- 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。
- 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- 機能訓練指導員等が利用者の居室を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用している者に対しては、その後3月ごとに1回以上、利用者の居室を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

<単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）：多床室>

	(現行)	(27年4月)	(27年8月)
要支援1	524 単位/日	495 単位/日	460 単位/日
要支援2	652 単位/日	615 単位/日	573 単位/日
要介護1	722 単位/日	687 単位/日	640 単位/日
要介護2	791 単位/日	754 単位/日	707 単位/日
要介護3	863 単位/日	822 単位/日	775 単位/日
要介護4	932 単位/日	889 単位/日	842 単位/日
要介護5	1,000 単位/日	954 単位/日	907 単位/日

<併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）：従来型個室>

	(現行)	(27年4月)
要支援1	458 単位/日	433 単位/日
要支援2	569 単位/日	538 単位/日
要介護1	612 単位/日	579 単位/日
要介護2	683 単位/日	646 単位/日
要介護3	755 単位/日	714 単位/日
要介護4	825 単位/日	781 単位/日
要介護5	895 単位/日	846 単位/日

<併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）：多床室>

	(現行)	(27年4月)	(27年8月)
要支援1	502 単位/日	473 単位/日	438 単位/日
要支援2	617 単位/日	581 単位/日	539 単位/日
要介護1	686 単位/日	646 単位/日	599 単位/日
要介護2	755 単位/日	713 単位/日	666 単位/日
要介護3	826 単位/日	781 単位/日	734 単位/日
要介護4	896 単位/日	848 単位/日	801 単位/日
要介護5	964 単位/日	913 単位/日	866 単位/日

※ 処遇改善加算の新しい加算率

加算（Ⅰ）：5.9%

加算（Ⅱ）：3.3%

⑤ 重度者への対応の強化

重度者の増加に対応するため、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治の医師と連絡が取れない等の場合における対応に係る取決めを事前に言うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合には、新たな加算として評価する。

医療連携強化加算（新規） ⇒ 58 単位/日

※ 算定要件等

（事業所要件）

以下のいずれにも適合すること。

- 看護体制加算（Ⅱ）を算定していること。
- 急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること
- 主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。
- 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。

（利用者要件）

以下のいずれかの状態であること。

- 喀痰吸引を実施している状態。
- 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。
- 中心静脈注射を実施している状態。
- 人工腎臓を実施している状態。
- 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態。
- 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態。
- 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。
- 褥瘡に対する治療を実施している状態。
- 気管切開が行われている状態。

⑥ 長期利用者の基本報酬の適正化

長期間の利用者（自費利用などを挟み実質連続 30 日を超える利用者）については、基本報酬の評価を適正化する。

長期利用者に対する短期入所生活介護（新規） ⇒ △30 単位/日

※ 算定要件等

- 連続して 30 日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所（指定居宅サービス基準に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む）している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合、所定単位数から減算を行う。

⑦ 緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応

基準該当短期入所生活介護の提供について、一定の条件下において、専用の居室以外の静養室等での実施を可能とする。また、小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とし、その場合には、浴室・トイレ等について共用を可能とする。

さらに、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能とする。

【例】小規模多機能型居宅介護費

短期利用居宅介護費（新規）	⇒	要介護 1	565 単位/日
		要介護 2	632 単位/日
		要介護 3	700 単位/日
		要介護 4	767 単位/日
		要介護 5	832 単位/日

※ 算定要件等（短期利用居宅介護費）

- 登録者の数が登録定員未満であること。
- 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
- 利用の開始に当たって、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定めること。
- 指定小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。
- 指定基準に定める従業者の員数を置いていること。

(2) 短期入所療養介護

① 基本報酬の見直し

介護保健施設サービス費等の見直しに伴い、以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。

【例】介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）のうち通常型（多床室）

＜通常型（多床室）＞	
要介護度1	831単位/日
要介護度2	879単位/日
要介護度3	942単位/日
要介護度4	996単位/日
要介護度5	1,049単位/日
要介護度1	823単位/日
要介護度2	871単位/日
要介護度3	932単位/日
要介護度4	983単位/日
要介護度5	1,036単位/日

※ 処遇改善加算の加算率

(介護老人保健施設)	
(病院・診療所)	
加算（Ⅰ）	2.0%
加算（Ⅱ）	1.1%

② リハビリテーションの評価の見直し

介護老人保健施設における短期入所療養介護において、算定率の高いリハビリテーション機能強化加算を基本サービス費に包括化する。また、当該加算の要件のうち、個別リハビリテーション計画の策定については、個別リハビリテーション実施加算の要件に位置づける。

リハビリテーション機能強化加算	⇒	基本サービス費に包括化
30単位/日		

※ 算定要件等（個別リハビリテーション実施加算の要件）

- 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。

6. 特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）

- ① 要支援2の基本報酬の見直し及び基本単位の見直し【地域密着型・介護予防を含む】
特定施設の入居者の平均要介護度が上昇傾向にあることを踏まえ、サービス提供体制強化加算及び認知症専門ケア加算の創設による重度化への対応を行う一方、介護職員・看護職員の配置基準については、要支援1の基準（10：1）を参考に、要支援2の基準（3：1）を見直す。また、基本報酬については、この見直しに合わせて、要支援2の基本報酬の評価を含めて、以下のように見直す。

要支援1	⇒	197単位/日	⇒	179単位/日
要支援2	⇒	456単位/日	⇒	308単位/日
要介護1	⇒	564単位/日	⇒	533単位/日
要介護2	⇒	632単位/日	⇒	597単位/日
要介護3	⇒	705単位/日	⇒	666単位/日
要介護4	⇒	773単位/日	⇒	730単位/日
要介護5	⇒	844単位/日	⇒	798単位/日

※ 要介護について、上段は居宅サービス、下段は地域密着型サービス

※ 処遇改善加算の加算率
加算（Ⅰ）：6.1%
加算（Ⅱ）：3.4%

- ② サービス提供体制強化加算の創設【地域密着型・介護予防を含む】
介護老人福祉施設の入所者が原則として要介護3以上の者に限定される制度改正が行われたことに伴い、要介護3未満の高齢者が要介護状態に関わらず入居できる有料老人ホーム等を選択するなど、特定施設の役割が拡大することが見込まれているため、状態が軽い段階で入居した特定施設の入居者が重度化した場合でも、引き続き、当該施設においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進する観点から、サービス提供体制強化加算を創設する。

(Ⅰ)イ	⇒	18単位/日
(Ⅰ)ロ	⇒	12単位/日
(Ⅱ)	⇒	6単位/日
(Ⅲ)	⇒	6単位/日

※ 算定要件等

- 介護福祉士による強化① (I)イ
 - ・ 介護福祉士の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。
- 介護福祉士による強化② (I)ロ
 - ・ 介護福祉士の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
- 常勤職員による強化 (II)
 - ・ 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。
- 長期勤続職員による強化 (III)
 - ・ 特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

③ 認知症専門ケア加算の創設【地域密着型・介護予防を含む】

認知症高齢者の増加に対する評価を高め、積極的な受入れを促進する観点から、他のサービスにおいて認知症高齢者への対応に係る加算制度が設けられていることにかんがみ、認知症専門ケア加算を創設する。

	(現行)		(新)
(I)	(新規)	⇒	3 単位/日
(II)	(新規)	⇒	4 単位/日

※ 算定要件等

- (1) 専門的な研修による強化 (I)
 - ・ 事業所における利用者の総数のうち、「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)」の占める割合が2分の1以上であること。
 - ・ 「認知症介護に係る専門的な研修」を終了している者を、以下のとおり配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
 - ① 対象者の数が20人未満 1以上
 - ② 対象者の数が20人以上 1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - ・ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に関催していること。
- (2) 指導に係る専門的な研修による強化 (II)
 - ・ (1)の基準のいずれにも適合すること。
 - ・ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・ 当該事業所における看護・介護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

④ 看取り介護加算の充実【地域密着型を含む】

看取り介護加算については、入居者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、特定施設入居者生活介護における看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化をPDCAサイクルにより推進することを要件として、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。

	(現行)		(新)
	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	80 単位/日	⇒ 144 単位/日
	なお、死亡日の前日及び前々日・死亡日については、現行と同様		

※ 算定要件等（変更点に係る部分を抜粋。）

（施設基準）

- 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
- 看取りに関する職員研修を行っていること。

（利用者基準）

- 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。
- 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。

⑤ 短期利用の要件緩和【地域密着型を含む】

空き部屋を活用した短期利用については、都市部などの限られた資源を有効に活用しつつ、地域における高齢者の一時的な利用の円滑化を図るため、経験年数については複数の施設を運営する場合等を想定して事業者としての経験を評価する方式とするように要件を見直すとともに、本来入居者の入居率を 80%以上確保するという要件を撤廃する。

⑥ 法定代理受領の同意書の廃止【地域密着型・介護予防を含む】

事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者による同意書を提出することが義務づけられているが、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられていることから、この要件を撤廃する。

⑦ 養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方の見直し【介護予防を含む】

養護老人ホームについて、個別に要介護者に対して委託による訪問介護等を提供する外部サービス利用型ではなく、施設自体に介護職員等を配置することで多くの要介護者に対して効率的にサービスを提供することが可能な一般型とすることができることとする。

7. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

① 複数の福祉用具を貸与する場合の価格の適正化

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

※ 算定要件等

- 変更無し

② 福祉用具専門相談員の資質の向上

福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与（販売）に関する必要な知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めることとする。

8. 地域密着型サービス

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

① 基本報酬の見直し

以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスを行わない場合）
及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）

要介護1	6,707 単位/月	要介護1	5,658 単位/月
要介護2	11,182 単位/月	要介護2	10,100 単位/月
要介護3	17,900 単位/月	要介護3	16,769 単位/月
要介護4	22,375 単位/月	要介護4	21,212 単位/月
要介護5	26,850 単位/月	要介護5	25,654 単位/月

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (I) (訪問看護サービスを行う場合)

要介護1	9,323 単位/月	要介護1	8,255 単位/月	
要介護2	13,999 単位/月	要介護2	12,897 単位/月	
要介護3	20,838 単位/月	⇒	要介護3	19,686 単位/月
要介護4	25,454 単位/月		要介護4	24,268 単位/月
要介護5	30,623 単位/月		要介護5	29,399 単位/月

※ 介護職員処遇改善加算の新しい加算率

加算 (I) : 8.6%

加算 (II) : 4.8%

② 訪問看護サービスの提供体制の見直し

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一休型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。

③ 通所サービス利用時の減算の改善

通所介護等の利用日における定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の減算について見直しを行う。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (I) (訪問看護サービスを行わない場合)

及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (II)

(1日当たり減算単位数)

要介護1	△146 単位	⇒	要介護1	△62 単位
要介護2	△243 単位	⇒	要介護2	△111 単位
要介護3	△389 単位	⇒	要介護3	△184 単位
要介護4	△486 単位	⇒	要介護4	△233 単位
要介護5	△583 単位	⇒	要介護5	△281 単位

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (I) (訪問看護サービスを行う場合)

(1日当たり減算単位数)

要介護1	△202 単位	⇒	要介護1	△91 単位
要介護2	△304 単位	⇒	要介護2	△141 単位
要介護3	△452 単位	⇒	要介護3	△216 単位
要介護4	△553 単位	⇒	要介護4	△266 単位
要介護5	△665 単位	⇒	要介護5	△322 単位

④ オペレーターの配置基準等の緩和

夜間から早朝まで (午後6時から午前8時まで) の間にオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲として、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。あわせて、複数の事業所の機能を集約し、通報を受け付ける業務形態の規定を緩和する。

⑤ 介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化

介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的であることを踏まえ、事業所が引き続き、自らの提供するサービスの質の評価 (自己評価) を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

⑥ 同一建物に居住する者へのサービス提供に係る評価の見直し

事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物 (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。) に居住する利用者に対し、サービスを提供する場合の評価を適正化する。

同一建物に居住する者へのサービス提供に係る減算 (新規) ⇒ △600 単位/月

※ 算定要件等

- 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物 (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。) に居住する利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合。

(2) 小規模多機能型居宅介護

- ① 基本報酬の適正化 (同一建物に居住する者へのサービス提供に係る評価の見直しを含む)

基本報酬の見直しを行うとともに、サービスの提供実態を踏まえ、事業所と同一建物 (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。) に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設定する。

介護予防小規模多機能型居宅介護費

要支援1 4,498 単位/月
要支援2 8,047 単位/月

⇒
(1)同一建物居住者以外の登録者に
対して行う場合
要支援1 3,403 単位/月
要支援2 6,877 単位/月
(2)同一建物居住者に対して行う場合
要支援1 3,066 単位/月
要支援2 6,196 単位/月

小規模多機能型居宅介護費

要介護1 11,505 単位/月
要介護2 16,432 単位/月
要介護3 23,439 単位/月
要介護4 25,765 単位/月
要介護5 28,305 単位/月

小規模多機能型居宅介護費

(1)同一建物居住者以外の登録者に
対して行う場合
要介護1 10,320 単位/月
要介護2 15,167 単位/月
要介護3 22,062 単位/月
要介護4 24,350 単位/月
要介護5 26,849 単位/月

(2)同一建物居住者に対して行う場合
要介護1 9,298 単位/月
要介護2 13,665 単位/月
要介護3 19,878 単位/月
要介護4 21,939 単位/月
要介護5 24,191 単位/月

※ 介護職員処遇改善加算の新しい加算率

加算 (I) : 7.6%
加算 (II) : 4.2%

② 訪問サービスの機能強化

訪問サービスを提供する体制として、訪問を担当する従業者を一定程度配置し、1月あたり延べ訪問回数が一定数以上の事業所を評価した加算を設けるとともに、利用者の在宅生活を継続するための支援を強化する観点から、当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

訪問体制強化加算 (新規) ⇒ 1,000 単位/月

※ 算定要件等

- 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置していること。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの算定月における提供回数について、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月あたり200回以上であること。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に集合住宅・介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)を併設する場合は、登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費の同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、これを算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月あたり200回以上であること。

③ 登録定員等の緩和

小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。

④ 看取り期における評価の充実

看取り期における評価として、看護師により24時間連絡できる体制を確保していること、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容について説明を行う場合等についての評価を行う。

看取り連携体制加算 (新規) ⇒ 64 単位/日

(死亡日から死に日前30日以下まで)

※ 算定要件等

(利用者の基準)

- 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- 看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等入所者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者であること。

(施設基準)

- 看護職員配置加算（Ⅰ）（常勤の看護師を1名以上配置）を算定していること。
- 看護師との24時間連絡体制が確保されていること。
- 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録又はその家族等に対して、説明し同意を得ていること。

⑤ 運営推進会議及び外部評価の効率化

運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

⑥ 看護職員の配置要件、他の訪問看護事業所等との連携

小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所の範囲として「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。また、兼務可能な施設・事業所の種別として、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。

人材確保の観点から、看護職員配置加算について、看護職員を常勤換算方法で1人以上配置する場合について評価を行う。

看護職員配置加算（Ⅲ）（新規） ⇒ 480 単位/月

※ 算定要件等

- 看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。
- 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。

（注）看護職員配置加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のうち複数算定することはできないこと。

⑦ 地域との連携の推進

小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合について、利用者の処遇に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とする。同時に、事業所の設備（居間及び食堂を除く）について、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等との共用を可能とする。

⑧ 同一建物に居住する者へのサービス提供に係る評価の見直し

小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設定する。

（算定構造のみ（具体的な単位数は①に記載））

介護予防小規模多機能型居宅介護費 ⇒

介護予防小規模多機能型居宅介護費

(1) 同一建物居住者以外の登録者に

対して行う場合

(2) 同一建物居住者に対して行う場合

小規模多機能型居宅介護費 ⇒

小規模多機能型居宅介護費

(1) 同一建物居住者以外の登録者に

対して行う場合

(2) 同一建物居住者に対して行う場合

※ 算定要件等

【同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合】

- 小規模多機能型居宅介護の登録者が、当該小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）以外の建物に居住する場合

【同一建物居住者に対して行う場合】

- 小規模多機能型居宅介護の登録者が、当該小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物（建物の定義は同上。）に居住する場合

⑨ 事業開始時支援加算の見直し

事業開始時支援加算については、平成26年度末までの経過措置であることから、現に定めるとおり、廃止する。

事業開始時支援加算 500 単位/月 ⇒ 廃止

⑩ 認知症対応型共同生活介護事業所との併設型における夜間の職員配置の緩和

小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所が併設している場合について、入居者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員と認知症対応型共同生活介護事業所の1ユニットあたりの定員の合計が9名以内であり、かつ、両者が同一階に隣接している場合には、夜間の職員配置について兼務を可能とすること。

⑪ 小規模多機能型居宅介護と広域型特別養護老人ホームとの併設

小規模多機能型居宅介護事業所と広域型の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設や介護老人保健施設との併設について、小規模多機能型居宅介護事業所の構造や運営状況等を踏まえ、市町村が個別に併設の可否を判断できるように見直す。

⑫ 中山間地域等における小規模多機能型居宅介護の推進

中山間地域等に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて小規模多機能型居宅介護を提供する場合は、新たな加算として評価する。

(新規) ⇒ 所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算

※ 算定要件等

○ 指定小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合

(※1) 別に厚生労働大臣が定める地域

① 離島振興対策実施地域／② 奄美群島／③ 豪雪地帯及び特別豪雪地帯／④ 辺地／⑤ 振興山村／⑥ 小笠原諸島／⑦ 半島振興対策実施地域／⑧ 特定農山村地域／⑨ 過疎地域／⑩ 沖縄の離島

(3) 複合型サービス(改定後の名称は「看護小規模多機能型居宅介護」)

① 看護体制の機能に伴う評価の見直し

提供される看護の実態や利用者の重症度を踏まえた看護提供体制を評価した加算と減算を設けるとともに、利用者の在宅生活を継続する観点から、利用者の医療ニーズに重点的な対応をしている事業所に係る当該加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

訪問看護体制強化加算(新規) ⇒ 2,500単位/月

※ 算定要件等

○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の80以上であること。

(2) 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。

(3) 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。

訪問看護体制減算(新規) ⇒ 要介護1～3 △925単位
要介護4 △1,850単位
要介護5 △2,914単位

※ 算定要件等

○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の30未満であること。

(2) 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30未満であること。

(3) 算定日が属する月の前3月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の5未満であること。

② 同一建物に居住する者へのサービス提供に係る評価の見直し

サービスの提供実態を踏まえ、事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設定する。

複合型サービス費

複合型サービス費

看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

（1）同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合

要介護1	13,341 単位
要介護2	18,268 単位
要介護3	25,274 単位
要介護4	28,531 単位
要介護5	32,141 単位



要介護1	12,341 単位
要介護2	17,268 単位
要介護3	24,274 単位
要介護4	27,531 単位
要介護5	31,141 単位

（2）同一建物居住の登録者に対して行う場合

要介護1	11,119 単位
要介護2	15,558 単位
要介護3	21,871 単位
要介護4	24,805 単位
要介護5	28,058 単位

※介護職員処遇改善加算の新しい加算率

加算（Ⅰ）：7.6%

加算（Ⅱ）：4.2%

※ 算定要件等

○ 同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合

看護小規模多機能型居宅介護の登録者が、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物（賃貸老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）以外の建物に居住する場合

○ 同一建物居住の登録者に対して行う場合

看護小規模多機能型居宅介護の登録者が、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物（建物の定義は同上。）に居住する場合

③ 登録定員等の緩和

看護小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。

④ 運営推進会議及び外部評価の効率化

運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有

することを踏まえ、事業所が引き続き、自らの提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

⑥ サービス名称の変更

サービスの普及に向けた取組の一環として、サービス内容が具体的にイメージできる「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する。

⑥ 事業開始時支援加算の延長

今後とも更なる整備促進を図る観点から、平成29年度末まで延長する。

（4）定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）共通事項

① 総合マネジメント体制強化加算の創設等

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）を提供する事業所は、日々変化し得る利用者の生活状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供するため、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通を図り、適切に連携するための体制構築に取り組みなどの積極的な体制整備について評価を行う。当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

総合マネジメント体制強化加算 1,000 単位/月（※）

（※）定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護共通

※ 算定要件等

○ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護共通）

（1）個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。

（2）各サービスの特性に応じて、「病院又は診療所等に対し、日常的に、情報提供等を行っている」（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護）、「地域における活動への参加の機会が確保されている」（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）ことなどを要件としている。

(5) 認知症対応型共同生活介護

① 基本報酬の見直し

以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。

【例】 認知症対応型共同生活介護費 (I) 1 ユニット

	(現行)	(改定案)
要介護 1	805 単位/日	759 単位/日
要介護 2	843 単位/日	795 単位/日
要介護 3	868 単位/日	⇒ 818 単位/日
要介護 4	886 単位/日	835 単位/日
要介護 5	904 単位/日	852 単位/日
認知症対応型共同生活介護費 (II) 2 ユニット以上		
	(現行)	(改定案)
要介護 1	792 単位/日	747 単位/日
要介護 2	830 単位/日	782 単位/日
要介護 3	855 単位/日	⇒ 806 単位/日
要介護 4	872 単位/日	822 単位/日
要介護 5	890 単位/日	838 単位/日

介護予防認知症対応型共同生活介護費 (I) 1 ユニット

	(現行)	(改定案)
要支援 2	801 単位/日	⇒ 755 単位/日
介護予防認知症対応型共同生活介護費 (II) 2 ユニット以上		
	(現行)	(改定案)
要支援 2	788 単位/日	⇒ 743 単位/日

※ 介護職員処遇改善加算の新しい加算率

加算 (I) : 8.3%

加算 (II) : 4.6%

② 夜間の支援体制の充実

夜間における利用者の安全確保の強化を更に推進する観点から、事業所における夜間勤務体制の実態を踏まえ、現在は評価の対象となっていない宿直職員による夜間の加配を新たに評価するため、「夜間支援体制加算」を創設する。

(新設)	⇒	夜間支援体制加算 (I) 1 ユニット	50 単位/日
		夜間支援体制加算 (II) 2 ユニット以上	25 単位/日

注) 現行の夜間ケア加算は廃止する。

※ 算定要件等

- 夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を 1 ユニット 1 名配置することに加えて、夜勤を行う介護従業者又は宿直勤務を行う者を 1 名以上配置すること。

③ 看取り介護加算の充実

看取り介護加算については、利用者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、認知症対応型共同生活介護事業所における看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化を PDCA サイクルにより推進することを要件として、死亡日以前 4 日以上 30 日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。

(現行)

死亡日以前 4 日以上 30 日以下 80 単位/日 ⇒ 144 単位/日

なお、死亡日の前日及び前々日・死亡日については、現行と同様

(新)

※ 算定要件等 (変更点に係る部分を抜粋。)

(施設基準)

- 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

- 看取りに関する職員研修を行っていること。

(利用者基準)

- 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者 (以下この号において「医師等」という。) が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者 (その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。) であること。
- 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者 (その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。) であること。

④ コーネット数の見直し

認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では「1又は2」と規定されているコーネット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3コーネットまで差し支えないことを明確化する。

⑤ 同一建物に併設できる施設・事業所の範囲の見直し

認知症対応型共同生活介護事業所を広域型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等と同一建物に併設することについては、家庭的な環境と地域住民との交流の下、認知症対応型共同生活介護が適切に提供されるものと認められる場合には、併設が可能とする。

(6) 認知症対応型通所介護

① 基本報酬の見直し

以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。

【例】認知症対応型通所介護費 (i) 単独型の場合

所要時間7時間以上9時間未満の場合)			
要介護1	1,036 単位/日	要介護1	985 単位/日
要介護2	1,148 単位/日	要介護2	1,092 単位/日
要介護3	1,261 単位/日	要介護3	1,199 単位/日
要介護4	1,374 単位/日	要介護4	1,307 単位/日
要介護5	1,486 単位/日	要介護5	1,414 単位/日

認知症対応型通所介護費 (ii) 併設型の場合

(所要時間7時間以上9時間未満の場合)			
要介護1	930 単位/日	要介護1	885 単位/日
要介護2	1,030 単位/日	要介護2	980 単位/日
要介護3	1,131 単位/日	要介護3	1,076 単位/日
要介護4	1,232 単位/日	要介護4	1,172 単位/日
要介護5	1,332 単位/日	要介護5	1,267 単位/日

ただし、共用型指定認知症対応型通所介護については事業の実施状況等を勘案し、据え置くこととする。

※ 介護職員処遇改善加算の新しい加算率

加算 (I) : 6.8%

加算 (II) : 3.8%

② 利用定員の見直し

共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1ユニット3人以下」に見直し。

③ 運営推進会議の設置

地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成 28 年度から「運営推進会議」の設置を義務づけるなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携等に関する規定について所要の基準改正を行う。

④ 夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化

認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

① サテライト型特養の本体施設に係る要件の緩和

サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」に加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。

9. 介護予防サービス

(1) 介護予防訪問介護

① 基本報酬の見直し

以下のとおり基本報酬の見直しを行う。

介護予防訪問介護費 (I)	1,226 単位/月	1,168 単位/月
介護予防訪問介護費 (II)	2,452 単位/月	⇒ 2,335 単位/月
介護予防訪問介護費 (III)	3,889 単位/月	3,704 単位/月

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

① 基本報酬の見直し

以下のとおり基本報酬の見直しを行う。

307 単位/回 ⇒ 302 単位/回

(3) 介護予防通所リハビリテーション及び介護予防通所介護

① 基本報酬の見直し

介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションについては、通所介護と異なり、いわゆる「レスパイト機能」を有していないことから、長時間の利用は想定されない。このため、通常規模型通所介護及び通常規模型通所リハビリテーションの基本報酬の評価と整合を図り、以下のとおり基本報酬を見直す。

〈介護予防通所リハビリテーション費〉

要支援1 2,433 単位/月 ⇒ 1,812 単位/月
要支援2 4,870 単位/月 ⇒ 3,715 単位/月

〈介護予防通所介護費〉

要支援1 2,115 単位/月 ⇒ 1,647 単位/月
要支援2 4,236 単位/月 ⇒ 3,377 単位/月

10. 介護保険施設等

(1) 介護老人福祉施設（地域密着型を含む）

① 看取り介護加算

入所者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、介護福祉施設サービスにおける看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化を PDCA サイクルにより推進することを要件として、死亡日以前4日以上30 日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。

死亡日以前4 日以上30 日以下 80 単位/日 ⇒ 144 単位/日

※なお、死亡日の前日及び前々日・死亡日については、現行と同様

※ 算定要件等（変更点に係る部分を抜粋。）

(施設基準)

- 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

(利用者基準)

- 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に合った適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。
- 看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。

② 「特別養護老人ホーム」の職員に係る専従要件の緩和

特別養護老人ホームの直接処遇職員による柔軟な地域貢献活動等の実施が可能となるよう、特別養護老人ホームの職員に係る「専従」の要件は、「特別養護老人ホームの職員配置基準を満たす職員として割り当てられた職員について、その勤務表上で割り当てられたサービス提供に従事する時間帯において適用されるものであること」を明確にする。（「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12 年3 月17 日老発214 号）の改正。）

③ 日常生活継続支援加算

平成 27 年度より介護老人福祉施設の入所者が原則要介護3 以上となること等を踏まえ、介護老人福祉施設が今後更に重度者等の積極的な受け入れを行うことを評価する観点から、入所者に係る算定要件の見直しを行うとともに、ユニット型施設の入所者については、単位数を従来型施設の入所者よりも引き上げる。

日常生活継続支援加算 23 単位/日 ⇒ 36 単位/日（従来型）
46 単位/日（ユニット型）

※ 算定要件等（変更点に係る部分を抜粋。）

- 次の（１）から（３）までのいずれかを満たすこと。

（１）算定日の属する月の前六ヶ月間又は前十二ヶ月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合が百分の七十以上であること。

（２）算定日の属する月の前六ヶ月間又は前十二ヶ月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が百分の六十五以上であること。

（３）社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の百分の十五以上であること。

④ 在宅・入所相互利用加算

地域住民の在宅生活の継続を支援するため、在宅・入所相互利用加算の利用を促進する観点から必要な算定要件及び単位数の見直しを行う。

在宅・入所相互利用加算 30単位 ⇒ 40単位

※ 算定要件等（変更点に係る部分を抜粋。）

（利用者の基準）

- 在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が三月を超え、三月を限度とする。）を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者であること。（※１）

※１：現行では、「同一の個室」の計画的な利用が必要となっている。

（注）：現行の要件である「要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者であること」については、撤廃する。

⑤ 障害者生活支援体制加算

65歳以前より精神障害を有し、特別なケアが必要と考えられる重度の精神障害者についても、障害者生活支援体制加算の対象となる障害者に追加するとともに、同加算で配置を評価している「障害者生活支援員」について、精神障害者に対する生活支援に関し専門性を有する者を新たに追加する。

※ 算定要件等（変更点に係る部分を抜粋。）

（利用者の基準）

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者

（障害者生活支援員の基準）

次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

- 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

- 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者

- 知的障害 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四条各号に掲げる者又はこれらに準ずる者

- 精神障害 精神保健福祉士又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条各号に掲げる者

⑥ 多床室における居住費負担

介護老人福祉施設の多床室の入所者のうち、一定の所得を有する入所者については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費として求める。ただし、「低所得者を支える多床室」との指摘もあることを踏まえ、低所得者に配慮する観点から、利用者負担第１段階から第３段階までの者については、補足給付を支給することにより、利用者負担を増加させないこととする。（短期入所生活介護についても同様の見直しを行う。）

なお、当該見直しについては、平成27年8月から行うこととする。

※ 算定要件等（変更後の基準費用額と負担限度額の一覧。）

	食費	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（特養等）	従来型個室（老健・療養等）	多床室（特養等）	多床室（老健・療養等）
基準費用額	1,380	1,970	1,640	1,150	1,640	320+β+α	320+β
負担限度額（利用者負担第3段階）	650	1,310	1,310	820	1,310	320+β	320+β
負担限度額（利用者負担第2段階）	390	820	490	420	490	320+β	320+β
負担限度額（利用者負担第1段階）	300	820	490	320	490	0	0

注1：βについては、直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額・負担限度額を上回っていることを踏まえた見直しで、50円/日。

注2：αについては、多床室の入所者に対して室料相当の負担を求めることに伴う見直しで、470円/日。（実施は平成27年8月から。）

⑦ 基本報酬の見直し

以下のとおり、基本報酬の見直しを行う。なお、多床室の基本報酬について室料相当分が減少すること等を踏まえ、平成24年4月1日以前に整備された多床室と平成24年4月1日後に新設された多床室との間での報酬設定の差は設けない。

<従来型個室>

	(現行)	(27年4月)
要介護度1	580 単位/日	547 単位/日
要介護度2	651 単位/日	614 単位/日
要介護度3	723 単位/日	⇒ 682 単位/日
要介護度4	794 単位/日	749 単位/日
要介護度5	863 単位/日	814 単位/日

<多床室>（平成24年4月1日以前に整備されたもの）

	(現行)	(27年4月)	(27年8月)
要介護度1	634 単位/日	594 単位/日	547 単位/日
要介護度2	703 単位/日	661 単位/日	614 単位/日
要介護度3	775 単位/日	⇒ 729 単位/日	⇒ 682 単位/日
要介護度4	844 単位/日	796 単位/日	749 単位/日
要介護度5	912 単位/日	861 単位/日	814 単位/日

<ユニット型個室>

	(現行)	(27年4月)
要介護度1	663 単位/日	625 単位/日
要介護度2	733 単位/日	691 単位/日
要介護度3	807 単位/日	⇒ 762 単位/日
要介護度4	877 単位/日	828 単位/日
要介護度5	947 単位/日	894 単位/日

※ 介護職員処遇改善加算の新しい加算率

加算（Ⅰ）：5.9%

加算（Ⅱ）：3.3%

(2) 介護老人保健施設

① 在宅復帰支援機能の更なる強化と基本報酬の見直し

在宅復帰支援機能を更に高めるため、リハビリテーション専門職の配置等を踏まえ、在宅強化型基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算について重点的に評価する。

【例】介護保健施設サービス費（Ⅰ）のうち在宅強化型（多床室）と通常型（多床室）

<在宅強化型（多床室）>

要介護度1	825 単位/日	要介護度1	812 単位/日
要介護度2	900 単位/日	要介護度2	886 単位/日
要介護度3	963 単位/日	⇒ 要介護度3	948 単位/日
要介護度4	1,020 単位/日	要介護度4	1,004 単位/日
要介護度5	1,076 単位/日	要介護度5	1,059 単位/日

<通常型（多床室）>

要介護度1	792 単位/日	要介護度1	768 単位/日
要介護度2	841 単位/日	要介護度2	816 単位/日
要介護度3	904 単位/日	要介護度3	877 単位/日
要介護度4	957 単位/日	要介護度4	928 単位/日
要介護度5	1,011 単位/日	要介護度5	981 単位/日

※ 介護職員処遇改善加算の加算率

加算 (I) : 2.7%

加算 (II) : 1.5%

在宅復帰・在宅療養支援機能加算 21 単位/日 ⇒ 27 単位/日

※ 算定要件等

- 現行のとおり

② 施設及び在宅の双方にわたる切れ目ない支援

入所前後訪問指導加算については、退所後の生活を支援するため以下の要件を満たす場合、新たに評価を行う。

- 本人及び家族の意向を踏まえ、生活機能の具体的な改善目標を含めた施設及び在宅の双方にわたる切れ目ない支援計画を策定していること
- 支援計画策定に当たって、多職種が参加するカンファレンスを行っていること

入所前後訪問指導加算 460 単位/回 ⇒ 入所前後訪問指導加算 (I) 450 単位/回
入所前後訪問指導加算 (II) 480 単位/回

※ 算定要件等

次に掲げる区分に応じ、入所中1回を限度として算定する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 入所前後訪問指導加算 (I) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
- 入所前後訪問指導加算 (II) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合

③ 看護・介護職員に係る専従常勤要件の緩和

介護老人保健施設の看護師、准看護師及び介護職員は原則として当該施設の職務に専ら従事する常勤職員でなければならないこととされているが、訪問サービス等の併設により退所者の在宅生活を含めて支援するため、介護老人保健施設の看護・介護職員が当該施設に併設される介護サービス事業所の職務に従事する場合については、当該施設の看護・介護職員の一部に非常勤職員を充てることができる旨を明確化する。

※ 算定要件等

非常勤職員を充てても差し支えない場合の要件を次のとおりとする。

- 業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合
- 看護・介護職員が当該老人保健施設に併設される介護サービス事業所の職務に従事する場合（追加）

(注) 次のいずれにも適合すること。

- (1) 常勤職員である看護・介護職員が基準省令によって算定される員数の7割程度確保されていること。
- (2) 常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上であること。

(3) 介護療養型医療施設

- ① 機能に応じた評価の見直しと基本報酬の見直し
介護療養型医療施設が担っている機能を重点的に評価する。

【例】療養病床を有する病院における介護療養施設サービスのうち看護6:1、介護4:1
<療養機能強化型A（多床室）>

要介護度1	778 単位/日
要介護度2	886 単位/日
要介護度3	1,119 単位/日
要介護度4	1,218 単位/日
要介護度5	1,307 単位/日

(新設)

⇒

<療養機能強化型B（多床室）>

要介護度1	766 単位/日
要介護度2	873 単位/日
要介護度3	1,102 単位/日
要介護度4	1,199 単位/日
要介護度5	1,287 単位/日

(新設)

⇒

＜その他（多床室）＞

要介護度1	786 単位/日	⇒	要介護度1	745 単位/日
要介護度2	895 単位/日		要介護度2	848 単位/日
要介護度3	1,130 単位/日		要介護度3	1,071 単位/日
要介護度4	1,230 単位/日		要介護度4	1,166 単位/日
要介護度5	1,320 単位/日		要介護度5	1,251 単位/日

※ 算定要件等

＜療養機能強化型A＞

- 次のいずれにも適合すること。
 - (1) 算定日が属する月の前3月間における入院患者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が100分の50以上であること。
 - (2) 算定日が属する月の前3月間における入院患者等のうち、喀痰(かくたん)吸引、経管栄養、又はインスリン注射が実施された者の占める割合が100分の50以上であること。
 - 算定日が属する月の前3月間における入院患者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が100分の10以上であること。
 - (1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
 - (2) 入院患者又はその家族等の同意を得て、入院患者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
 - (3) 医師、看護師、介護職員等が共同して、入院患者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
 - 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。
 - 地域に貢献する活動を行っていること。
- (療養病室を有する病院)
- 看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - 看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (療養病室を有する診療所)
- 看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - 看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

- 介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

＜療養機能強化型B＞

- 次のいずれにも適合すること。
 - (1) 算定日が属する月の前3月間における入院患者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が100分の50以上であること。(療養病室を有する診療所の場合は100分の40以上)
 - (2) 算定日が属する月の前3月間における入院患者等のうち、喀痰(かくたん)吸引、経管栄養、又はインスリン注射が実施された者の占める割合が100分の30以上であること。(療養病室を有する診療所の場合は100分の20以上)
 - 算定日が属する月の前3月間における入院患者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が100分の5以上であること。
 - (1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
 - (2) 入院患者又はその家族等の同意を得て、入院患者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
 - (3) 医師、看護師、介護職員等が共同して、入院患者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
 - 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。
 - 地域に貢献する活動を行っていること。
- (療養病室を有する病院)
- 看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - 介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上であること。
- 又は
- 看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - 介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が5又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (療養病室を有する診療所)
- 看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - 介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

※介護職員処遇改善加算の新しい加算率

加算 (I): 2.0%

加算(Ⅱ): 1.1%

(4) 介護保険施設等における基準費用額の見直し

多床室における基準費用額及び負担限度額については、直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額を上回っていることを踏まえ、必要を見直しを行う。（短期入所生活介護、短期入所療養介護においても同様。）

※10-(1)-⑥多床室における居住費負担の項を参照

(5) 介護保険施設等入所者の口腔・栄養管理（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。）

① 経口維持加算の充実

経口維持加算については、摂食・嚥下障害を有する入所者や食事摂取に関する認知機能の低下が著しい入所者の経口維持支援を充実させる観点から、多職種による食事の観察（ミールラウンド）や会議等の取組のプロセス及び咀嚼能力等の口腔機能を含む摂食・嚥下機能を踏まえた経口維持支援を充実させる。

経口維持加算(I) (1日につき) 28単位
マ (1月につき) 400単位

18

経口維持加算(Ⅱ) (1日につき) 5単位 (新) (1月につき) 100単位

※ 要件整理

○ 経口維持加算(Ⅰ)については、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合）にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合、1月につき算定。

○ 経口維持加算(Ⅱ)については、当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の摂取及び会議等に、医師(人員基準に規定する医師を除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(Ⅰ)に加えて、1月につき算定。

○ 経口維持加算(Ⅰ)は、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
経口維持加算(Ⅱ)は、経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。

② 経口移行加算の充実

経口移行加算については、経管栄養により食事を摂取している入所者の摂食・嚥下機能を踏まえた経口移行支援を充実させる。

経口移行加算(1日につき) 28単位 ⇐ (1日につき) 28単位

※ 算定要件等(変更点のみ)

- 経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合、1日につき算定。
- 栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない

③ 加算内容に応じた名称の変更

□控機能維持管理体制加算、□控機能維持管理加算については、入所者の適切な
□控衛生管理の普及を推進するため、□控衛生管理体制加算、□控衛生管理加算に
名称を変更する。

④療養食加算の見直し

療養食加算については、入所者の摂食・嚥下機能面の取組を充実させる観点から、経口移行加算又は経口維持加算の併算定を可能にするともに、評価を見直す。

療養食加算(1日につき) 23単位 18単位

※(み)の点要(裂)部仕取位置

- 経口移行加算又は経口維持加算との併算が可能。

11. その他

(1) 介護職員の処遇改善

① 介護職員処遇改善加算の拡大

介護職員処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」）については、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上昇を評価を行うための区分を創設する。

(新設)



介護職員処遇改善加算 (I)

介護職員処遇改善加算 (I)

介護職員処遇改善加算 (II)

介護職員処遇改善加算 (III)

介護職員処遇改善加算 (IV)

<サービス別加算率> (介護職員処遇改善加算)

サービス	加算 (I)	加算 (II)
(介護予防) 訪問介護	8.6%	4.8%
(介護予防) 訪問入浴介護	3.4%	1.9%
(介護予防) 通所介護	4.0%	2.2%
(介護予防) 通所リハビリテーション	3.4%	1.9%
(介護予防) 短期入所生活介護	5.9%	3.3%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	2.7%	1.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)	2.0%	1.1%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%
介護老人福祉施設	5.9%	3.3%
介護老人保健施設	2.7%	1.5%
介護療養型医療施設	2.0%	1.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.8%
夜間対応型訪問介護	8.6%	4.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	8.3%	4.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%
地域密着型介護老人福祉施設	5.9%	3.3%
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	7.6%	4.2%

※ (Ⅲ) は (Ⅱ) の 90%、(Ⅳ) は (Ⅱ) の 80%を算定

(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 福祉用具貸与、特定 (介護予防) 福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援については加算算定対象外。

※ 算定要件等

(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① 介護職員の賃金 (退職手当を除く。) の改善 (以下「賃金改善」という。) に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

② 指定事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市、以下「指定都市」という。) 及び同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市 (以下「中核市」という。) にあっては、指定都市又は中核市の市長、第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。) に届け出ていること。

③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

④ 当該指定事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

⑤ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法 (昭和三十四年法律第九十三号)、労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法 (昭和四十九年法律第六十六号) その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

⑥ 当該指定事業所において、労働保険料 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和十四年法律第八十四号) 第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。) の納付が適正に行われていること。

⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件 (介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。

(二) (一) の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の賃金の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三) について、全ての介護職員に周知していること。

⑧ 平成二十七年四月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容 (賃金改善に関するものを除く。) 及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

① (1) ①から⑧までに掲げる基準に適合すること。

- ② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の仕事内容等に関する要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の賃金の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- ③ 平成二十年十月から（１）②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（１）①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ（２）②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（１）①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

② サービス提供体制強化加算の拡大

介護福祉士については、継続的に専門性を高めることを前提とし、介護職の核となる役割を担う存在として位置づける方向性が示されていることを踏まえ、介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、サービス提供体制強化加算の要件については、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況を評価するための区分を創設する。

また、処遇改善に向けた取組を一層推進する観点から、処遇改善加算と同様に、サービス提供体制強化加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

＜サービス別加算要件及び単位数＞

[illegible]

(※) 介護人材確保の取組を推進する観点から、現行の都道府県による従業者等に関する情報公表の仕組みについて、事業者の取組がより促進される仕組みとなるよう、各事業所の基本情報に教育訓練のための制度、各種研修、キャリア段位制度の取組等、従業者の資質向上に向けた取組状況を追加する。また、勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率など従業者が事業所を選択する際に最低限必要と考えられる項目について、事業所が自ら直接公表できる仕組みとする。

(2) 地域区分

民間事業者の賃金水準を基礎とした賃金指数に基づき設定するという原則に立ち、客観的に地域区分を設定する観点から、公務員（国家公務員又は地方公務員（以下同じ。）」の地域手当の設定に準拠する見直しを行う。

また、公務員の地域手当の設定がない地域については、「その他（0%）」の設定を原則としつつ、隣接する地域の実情を踏まえ、公務員の地域手当の設定がある地域について「複数隣接する地域区分のうち低い区分」から本来の「その他（0%）」までの範囲内の区分を選択できるようにする。

また、広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なる場合は、構成する自治体間の協議により、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定する。

これらの見直しに当たっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、平成29年度末まで必要な経過措置を講じる。

また、各サービスの人件費割合については、介護事業経営実態調査の結果等を踏まえて、各サービスの人員配置基準に基づき、実態を精査の上、次のとおり見直しを行う。

<地域区分ごとの上乗せ割合>

1級地	18%	1級地	20%
2級地	15%	2級地	16%
3級地	12%	3級地	15%
4級地	10%	4級地	12%
5級地	6%	5級地	10%
6級地	3%	6級地	6%
その他	0%	7級地	3%
		その他	0%

<人件費割合>

短期入所生活介護（45%） ⇒ 短期入所生活介護（55%）

<介護報酬1単位当たりの単価の見直しの全体像の現行と見直し後の単価>

【現行】 (単位：円)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
上乗せ割合	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費	10%	11.26	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21
割合	55%	10.99	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17
	45%	10.81	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14
							10

【見直し後】 (単位：円)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費	10%	11.40	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21
割合	55%	11.10	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17
	45%	10.90	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14
								10

<地域区分ごとの適用地域>

別紙参照

<経過措置>

報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、平成29年度末まで必要な経過措置を講じる。

具体的には、今回の見直しによる最終的な地域区分及び上乗せ割合の範囲内の区分で設定する。

地域数	23	5	21	18	47	135
-----	----	---	----	----	----	-----

— 62 —

平成27年度 介護報酬改定に伴う地域区分(愛知県)

1単位の単価	人件費割合	3級地 15%	6級地 6%	7級地 3%	その他 0%
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、居宅介護支援、 夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護予防支援	70%	11.05円	10.42円	10.21円	10円
訪問リハ、通所リハ、短期入所生活介護、 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス	55%	10.83円	10.33円	10.17円	10円
施設サービス、 通所介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	45%	10.68円	10.27円	10.14円	10円
居宅療養管理指導、福祉用具貸与	—	10円	10円	10円	10円

	市町村名	現行 (平成26年度)	平成27年度から 平成29年度まで		市町村名	現行 (平成26年度)	平成27年度から 平成29年度まで
1	名古屋市	3級地(12%)	3級地(15%)	28	岩倉市	6級地(3%)	7級地(3%)
2	豊橋市	6級地(3%)	7級地(3%)	29	豊明市	6級地(3%)	7級地(3%)
3	岡崎市	6級地(3%)	6級地(6%)	30	日進市	6級地(3%)	7級地(3%)
4	一宮市	6級地(3%)	7級地(3%)	31	田原市	その他(0%)	7級地(3%)
5	瀬戸市	6級地(3%)	7級地(3%)	32	愛西市	6級地(3%)	6級地(6%)
6	半田市	6級地(3%)	7級地(3%)	33	清須市	6級地(3%)	7級地(3%)
7	春日井市	6級地(3%)	6級地(6%)	34	北名古屋	6級地(3%)	6級地(6%)
8	豊川市	6級地(3%)	7級地(3%)	35	弥富市	6級地(3%)	6級地(6%)
9	津島市	6級地(3%)	6級地(6%)	36	みよし市	6級地(3%)	6級地(6%)
10	碧南市	6級地(3%)	6級地(6%)	37	あま市	6級地(3%)	6級地(6%)
11	刈谷市	6級地(3%)	6級地(6%)	38	長久手市	6級地(3%)	7級地(3%)
12	豊田市	6級地(3%)	6級地(6%)	39	東郷町	6級地(3%)	7級地(3%)
13	安城市	6級地(3%)	6級地(6%)	40	豊山町	6級地(3%)	7級地(3%)
14	西尾市	6級地(3%)	6級地(6%)	41	大口町	6級地(3%)	7級地(3%)
15	蒲郡市	6級地(3%)	7級地(3%)	42	扶桑町	6級地(3%)	7級地(3%)
16	犬山市	6級地(3%)	7級地(3%)	43	大治町	その他(0%)	6級地(6%)
17	常滑市	その他(0%)	7級地(3%)	44	蟹江町	6級地(3%)	6級地(6%)
18	江南市	6級地(3%)	7級地(3%)	45	飛島村	6級地(3%)	7級地(3%)
19	小牧市	6級地(3%)	7級地(3%)	46	阿久比町	6級地(3%)	7級地(3%)
20	稲沢市	6級地(3%)	6級地(6%)	47	東浦町	6級地(3%)	7級地(3%)
21	新城市	6級地(3%)	7級地(3%)	48	南知多町	その他(0%)	その他(0%)
22	東海市	6級地(3%)	7級地(3%)	49	美浜町	その他(0%)	その他(0%)
23	大府市	6級地(3%)	7級地(3%)	50	武豊町	その他(0%)	その他(0%)
24	知多市	6級地(3%)	7級地(3%)	51	幸田町	6級地(3%)	7級地(3%)
25	知立市	6級地(3%)	6級地(6%)	52	設楽町	その他(0%)	その他(0%)
26	尾張旭市	6級地(3%)	7級地(3%)	53	東栄町	その他(0%)	その他(0%)
27	高浜市	6級地(3%)	7級地(3%)	54	豊根村	その他(0%)	その他(0%)

	地域区分	平成27年度から 平成29年度まで
	3級地(15%)	1市町村
	6級地(6%)	17市町村
	7級地(3%)	30市町村
	その他(0%)	6市町村
	計	54市町村

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

事業所番号

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の 他	該 当 す る 体 制 等	割 引
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他	
11 訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 定期巡回の指定を受けていない 2 定期巡回の指定を受けている 3 定期巡回の整備計画がある	1 なし 2 あり
			サービス提供責任者体制の減算	1 なし 2 あり	
			集合住宅に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり	
			特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ	
			特別地域加算	1 なし 2 あり	
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
12 訪問入浴介護			集合住宅に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			特別地域加算	1 なし 2 あり	
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

1-1

13 訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応サービス連携		集合住宅に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり	
			特別地域加算	1 なし 2 あり	
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当	
			緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり	
			特別管理体制	1 対応不可 2 対応可	
			ターミナルケア体制	1 なし 2 あり	
			看護体制強化加算	1 なし 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 イ及びロの場合 3 ハの場合	
14 訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり	
			リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
			社会参加支援加算	1 なし 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり	
15 通所介護 （平成27年4月1日～ 平成28年3月31日）	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所（Ⅰ） 7 大規模型事業所（Ⅱ） 5 療養通所介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	1 なし 2 あり
			時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可	
			入浴介助体制	1 なし 2 あり	
			中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり	
			個別機能訓練体制	1 なし 3 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ	
			認知症加算	1 なし 2 あり	
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
			栄養改善体制	1 なし 2 あり	
			口腔機能向上体制	1 なし 2 あり	
			同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり	
			個別送迎体制強化加算	1 なし 2 あり	
			入浴介助体制強化加算	1 なし 2 あり	
			サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
			介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

1-2

15	通所介護 (平成28年4月1日～)	4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所(Ⅰ) 7 大規模型事業所(Ⅱ)	職員の欠員による減算の状況 時間延長サービス体制 入浴介助体制 中重度者ケア体制加算 個別機能訓練体制 認知症加算 若年性認知症利用者受入加算 栄養改善体制 口腔機能向上体制 同一建物に居住する利用者の減算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 3 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	1 なし 2 あり
16	通所リハビリテーション	4 通常規模の事業所(病院・診療所) 7 通常規模の事業所(介護老人保健施設) 5 大規模の事業所(Ⅰ)(病院・診療所) 8 大規模の事業所(Ⅰ)(介護老人保健施設) 6 大規模の事業所(Ⅱ)(病院・診療所) 9 大規模の事業所(Ⅱ)(介護老人保健施設)	職員の欠員による減算の状況 理学療法士専任体制加算 時間延長サービス体制 入浴介助体制 リハビリテーションマネジメント加算 短期集中個別リハビリテーション実施加算 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 生活行為向上リハビリテーション実施加算 生活行為向上リハビリテーション後の継続減算 若年性認知症利用者受入加算 栄養改善体制 口腔機能向上体制 療養生活管理加算 中重度者ケア体制加算 同一建物に居住する利用者の減算 社会参加支援加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

1-3

21	短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				機能訓練指導体制	1 なし 2 あり	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				看護体制加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				医療連携強化加算	1 なし 2 あり	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算(単独型、併設型)	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算(空床型)	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
22	短期入所療養介護	1 介護老人保健施設(Ⅰ) 2 ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ) 5 介護老人保健施設(Ⅱ) 6 ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ) 7 介護老人保健施設(Ⅲ) 8 ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)	1 従来型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 6 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜勤職員配置加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他	
認知症ケア加算	1 なし 2 あり					
若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり					
送迎体制	1 対応不可 2 対応可					
特別療養費加算項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導					
療養体制維持特別加算	1 なし 2 あり					
療養食加算	1 なし 2 あり					
サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ					
介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ					

1-4

23	短期入所療養介護	1 病院療養型	2 5 6 3 7 4	I型（療養機能強化型以外） I型（療養機能強化型A） I型（療養機能強化型B） II型（療養機能強化型以外） II型（療養機能強化型） III型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		6 ユニット型病院療養型	1 2 3	療養機能強化型以外 療養機能強化型A 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

1-5

23	短期入所療養介護	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 3	I型 II型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		2 診療所型	1 3 4 2	I型（療養機能強化型以外） I型（療養機能強化型A） I型（療養機能強化型B） II型	設備基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		7 ユニット型診療所型	1 2 3	療養機能強化型以外 療養機能強化型A 療養機能強化型B	設備基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

1-6

52	介護保健施設サービス	1 介護保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準 1 基準型 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 夜勤職員配置加算 1 なし 2 あり 認知症ケア加算 1 なし 2 あり 若年性認知症入所者受入加算 1 なし 2 あり 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 1 なし 2 あり 身体拘束廃止取組の有無 1 なし 2 あり ターミナルケア体制 1 なし 2 あり 栄養マネジメント体制 1 なし 2 あり 経口移行加算 1 なし 2 あり 経口維持加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ ※加算Ⅰと加算Ⅱは併算の場合もあり 口腔衛生管理特別加算 1 なし 2 あり 口腔衛生管理加算 1 なし 2 あり 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		5 介護保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護保健施設（Ⅱ） 7 介護保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護保健施設（Ⅲ）	1 療養型 2 療養強化型	夜間勤務条件基準 1 基準型 6 減算型 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士 ユニットケア体制 1 対応不可 2 対応可 夜勤職員配置加算 1 なし 2 あり 認知症ケア加算 1 なし 2 あり 若年性認知症入所者受入加算 1 なし 2 あり 身体拘束廃止取組の有無 1 なし 2 あり ターミナルケア体制 1 なし 2 あり 特別療養費加算項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 療養体制維持特別加算 1 なし 2 あり 栄養マネジメント体制 1 なし 2 あり 経口移行加算 1 なし 2 あり 経口維持加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ ※加算Ⅰと加算Ⅱは併算の場合もあり 口腔衛生管理特別加算 1 なし 2 あり 口腔衛生管理加算 1 なし 2 あり 療養食加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ リハビリテーション指導管理 2 言語聴覚療法 3 精神科作業療法 4 その他 サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

1-9

53	介護療養施設サービス	1 病院療養型	2 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 5 Ⅰ型（療養機能強化型A） 6 Ⅰ型（療養機能強化型B） 3 Ⅱ型（療養機能強化型以外） 7 Ⅱ型（療養機能強化型） 4 Ⅲ型	夜間勤務条件基準 1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ 職員の欠員による減算の状況 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 療養環境基準 1 基準型 2 減算型 医師の配置基準 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 若年性認知症患者受入加算 1 なし 2 あり 身体拘束廃止取組の有無 1 なし 2 あり 栄養マネジメント体制 1 なし 2 あり 療養食加算 1 なし 2 あり 特定診療費項目 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 リハビリテーション提供体制 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 認知症短期集中リハビリテーション加算 1 なし 2 あり 認知症専門ケア加算 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
----	------------	---------	---	---	--

1-10

53	介護療養施設サービス	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
				経口移行加算	1 なし 2 あり
				経口維持加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ ※加算Ⅰと加算Ⅱは併算の場合もあり
				口腔衛生管理体制加算	1 なし 2 あり
				口腔衛生管理加算	1 なし 2 あり
				療養食加算	1 なし 2 あり
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ

1-11

53	介護療養施設サービス	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
				療養食加算	1 なし 2 あり
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ
		2 診療所型	1 I型(療養機能強化型以外) 3 I型(療養機能強化型A) 4 I型(療養機能強化型B) 2 II型	設備基準	1 基準型 2 減算型
				若年性認知症患者受入加算	1 なし 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	1 なし 2 あり
				栄養マネジメント体制	1 なし 2 あり
				経口移行加算	1 なし 2 あり
				経口維持加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ ※加算Ⅰと加算Ⅱは併算の場合もあり
				口腔衛生管理体制加算	1 なし 2 あり
				口腔衛生管理加算	1 なし 2 あり
				療養食加算	1 なし 2 あり
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				認知症短期集中リハビリテーション加算	1 なし 2 あり
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ

1-12

53	介護療養施設サービス	7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制 設備基準 若年性認知症患者受入加算 身体拘束廃止取組の有無 栄養マネジメント体制 認知症加算 認知症加算 認知症加算 認知症加算 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 5 加算 I 2 加算 II 3 加算 III 4 加算 IV
		3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 栄養マネジメント体制 認知症加算 認知症加算 認知症加算 認知症加算 療養食加算 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 5 加算 I 2 加算 II 3 加算 III 4 加算 IV

1-13

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

		事業所番号									
提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等								
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他							
11 訪問介護	1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助		特別地域加算	1 なし 2 あり							
			定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 定期巡回の指定を受けていない 2 定期巡回の指定を受けている 3 定期巡回の整備計画がある							
			サービス提供責任者体制の減算	1 なし 2 あり							
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当							
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当							
13 訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応型サービス連携		特別地域加算	1 なし 2 あり							
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当							
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当							
14 訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり							
			リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 加算 I 3 加算 II							
			社会参加支援加算	1 なし 2 あり							

1-14

15	通所介護 (平成27年4月1日～ 平成28年3月31日)	3 小規模型事業所 4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所(Ⅰ) 7 大規模型事業所(Ⅱ)		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
				入浴介助体制	1 なし 2 あり
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 3 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ
				認知症加算	1 なし 2 あり
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				栄養改善体制	1 なし 2 あり
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
				同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
15	通所介護 (平成28年4月1日～)	4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所(Ⅰ) 7 大規模型事業所(Ⅱ)		入浴介助体制	1 なし 2 あり
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり
				個別機能訓練体制	1 なし 3 加算Ⅰ 4 加算Ⅱ
				認知症加算	1 なし 2 あり
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
				栄養改善体制	1 なし 2 あり
				口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
				同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				時間延長サービス体制	1 対応不可 2 対応可
				入浴介助体制	1 なし 2 あり
				中重度者ケア体制加算	1 なし 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

1-15

(別紙1-2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防サービス・介護予防支援)

事業所番号

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等	割引
各サービス共通			地域区分 1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他	
61 介護予防訪問介護			サービス提供責任者体制の減算	1 なし 2 あり
			特別地域加算	1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当
			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当
			介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ
			特別地域加算	1 なし 2 あり
62 介護予防訪問入浴介護			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当
			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当
			サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ
			介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ
			特別地域加算	1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当
63 介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当
			緊急時介護予防訪問看護加算	1 なし 2 あり
			特別管理体制	1 対応不可 2 対応可
			看護体制強化加算	1 なし 2 あり
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり
			同一建物に居住する利用者の減算	1 なし 2 あり
64 介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		地域集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり

2-16

65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況 若年性認知症利用者受入加算 同一建物に居住する利用者の減算 生活機能向上グループ活動加算 運動器機能向上体制 栄養改善体制 口腔機能向上体制 選択的サービス複数実施加算 事業所評価加算（申出）の有無 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	1 なし 2 あり
66	介護予防通所リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		職員の欠員による減算の状況 若年性認知症利用者受入加算 同一建物に居住する利用者の減算 運動器機能向上体制 栄養改善体制 口腔機能向上体制 選択的サービス複数実施加算 事業所評価加算（申出）の有無 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
24	介護予防短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 機能訓練指導体制 個別機能訓練体制 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 サービス提供体制強化加算（単独型・併設型） サービス提供体制強化加算（空床型） 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	1 なし 2 あり

2-17

25	介護予防短期入所療養介護	1 介護老人保健施設（Ⅰ） 2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜間職員配置加算 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		5 介護老人保健施設（Ⅱ） 6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7 介護老人保健施設（Ⅲ） 8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）	1 療養型 2 療養強化型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜間職員配置加算 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 特別療養費加算項目 療養体制維持特別加算 療養食加算 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型	2 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 5 Ⅰ型（療養機能強化型A） 6 Ⅰ型（療養機能強化型B） 7 Ⅱ型（療養機能強化型以外） 4 Ⅲ型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

2-18

26	介護予防短期入所療養介護	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	2 I型 3 II型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型	
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		2 診療所型	1 I型(療養機能強化型以外) 3 I型(療養機能強化型A) 4 I型(療養機能強化型B) 2 II型	設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	

2-19

26	介護予防短期入所療養介護	7 ユニット型診療所型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				設備基準	1 基準型 2 減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法	
				リハビリテーション提供体制	2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症軽度型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	1 なし 2 あり
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養食加算	1 なし 2 あり	
				リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				認知症専門ケア加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ	
		67 介護予防福祉用具貸与		特別地域加算	1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当	

2-20

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

[illegible]

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等									
各サービス共通				地域区分	1 4 6 8 9	1 2 6 7 9	2 3 7 8 9	3 4 5 6 7 8 9	2 3 4 5 6 7 8 9	4 5 6 7 8 9	3 4 5 6 7 8 9	5 6 7 8 9	
61	介護予防訪問介護			サービス提供責任者体制の減算	1	なし	2	あり					
				無条件等に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり					
				特別地域加算	1	なし	2	あり					
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当					
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当					
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		無条件等に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり					
				特別地域加算	1	なし	2	あり					
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1	非該当	2	該当					
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1	非該当	2	該当					
					1	非該当	2	該当					
64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		無条件等に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり					
				経路型サービスによる減算	1	なし	2	あり					
65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1	なし	2	看護職員	3	介護職員			
				若年性認知症利用者受入加算	1	なし	2	あり					
				同一建物に居住する利用者の減算	1	なし	2	あり					
				生活機能向上グループ活動加算	1	なし	2	あり					
				運動器機能向上体制	1	なし	2	あり					
				栄養改善体制	1	なし	2	あり					
				口腔機能向上体制	1	なし	2	あり					
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1	なし	2	あり					

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の公布について

1 制定の経緯

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の施行に伴う介護保険法の改正を受け、これまで厚生労働省令で定められていた「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」について、県条例及び規則を一部改正した。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法の改正により、指定介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が地域支援事業に移行することとなったため、県条例及び規則に定める必要がなくなり、県条例及び規則を一部改正した。

2 対象事業所

名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く愛知県内に存在する介護保険指定事業所。（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市に存在する介護保険指定事業所については、それぞれの市が定める条例の対象事業所となります。）

3 主な改正内容

（1）指定居宅介護支援関係

ア 記録の整備等

（ア）指定居宅介護支援等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存すること。

（イ）指定居宅介護支援等に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から 5 年間保存すること。

イ その他の基準

アに定めるものを除くほか、省令に定めるとおりとする。

ウ 申請者の要件

指定を受けることができる者は、法人とする。

（2）介護予防訪問介護及び介護予防通所介護関係

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る文言の削除

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 11 条及び第 14 条第 2 項の規定の適用がある場合は、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る基準を定めた県条例及び規則の規定は、なお効力を有するものとする。

4 趣旨及び内容の詳細

条例第 5 条及び規則（記録の整備）については、記録等の保存年限を延長すること

により、計画の見直し等に過去の記録を活用し、利用者へのサービスの向上を図ること等を趣旨とするものである。

また、費用の請求及び受領に係る記録を5年間保存することにより、報酬請求の適正化を図ることを趣旨とするものである。

なお、当該条例施行日前に完結した記録については、従来どおりとする。（附則2）

平成27年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の 整備に係る届出書の届出先が変わります

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正され、平成27年4月1日から介護保険法第115条の32に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が下記のとおり変更となります。

【現行】

事業所等の所在状況	届出先
2以上の都道府県の区域、 かつ、3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣(本省)
2以上の都道府県の区域、 かつ、1又は2の地方厚生局の区域	地方厚生局長
1の都道府県の区域 ----- うち、1の指定都市の区域	----- 都道府県知事 -----
1の市町村の区域 ※地域密着型サービスに限る。	市町村長

【平成27年4月以降】

届出先
厚生労働大臣(本省)
事業者の 主たる事務所が所在する 都道府県知事
都道府県知事
指定都市の長
市町村長

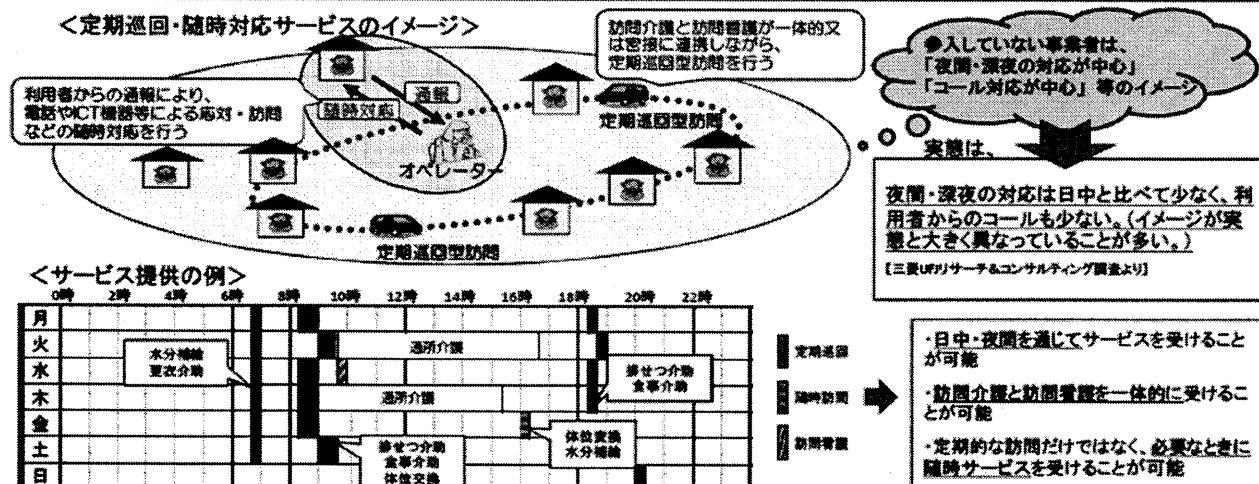
※ なお、この法改正による届出先の変更に伴う届出の必要はありません。



厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

24時間対応の定期巡回・随時対応サービスについて

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が不足しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設(2012年4月)。



<参考>

1. 第5期介護保険事業計画での実施見込み

平成24年度	平成25年度	平成26年度
189保険者 (0.6万人/日)	283保険者 (1.2万人/日)	329保険者 (1.7万人/日)

2. 社会保障・税の一体改革での今後の利用見込み

平成27年度	平成37年度
1万人/日	15万人/日

定期巡回・随時対応サービスの現状

【実施状況】

- 平成26年10月末現在、252保険者で561の事業者が指定を受け、9,687人が利用している。

※社会保障・税一体改革の将来推計では、平成37年度に15万人分のサービス確保を前提として推計。

【サービス提供状況】

- 平均介護度は2.7、1人当たりの訪問回数は1日3.0回となっており、訪問介護(平均要介護度1.9、訪問回数0.7回)と比較すると、要介護どの高い高齢者の在宅生活を支える役割を担っている。
- 世帯の状況では、独居又は高齢者のみの世帯が73.1%となっている。
- 認知症の利用者が多く、認知症自立度Ⅱ以上の利用者が、70.3%となっている。
- 軽度の高齢者に対しても、生活リズムに合わせた訪問による食事の提供や服薬確認等を行うことにより、生活が安定するという効果が認められている。
- 頻回の複数訪問で、要介護者の生活全体を見るサービスとなっている。
- サービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅の居住者に対して事業を実施している事業所とそれ以外の事業所とでは、訪問回数やコール件数等について大きな差がある。

【事業所の意識】

○ 定期巡回・随時対応型サービスに未参入の事業者については、「夜間、深夜の対応が中心」、「利用者からのコール対応が中心」、「訪問時間が短くなることで利用者の生活実態が把握しにくい」等の認識があるが、参入済みの事業者とは大きく認識が異なっており、参入上の課題の1つとなっていると考えられる。

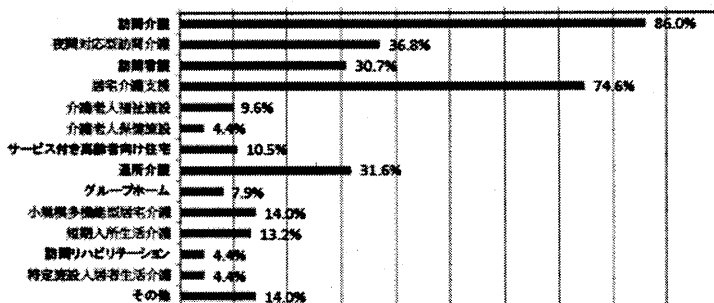
○ 既に定期巡回・随時対応サービスに参入している事業所であっても、訪問看護事業所との連携やケアマネジャーへの理解について、課題であると認識しているところが多く、こちらも参入上の課題の1つとなっていると考えられる。

定期巡回・随時対応サービスの実施状況③

(平成24年10月末現在 振興課調べ)

- 事業を実施した104事業所で895名が利用。(1事業所当たり8.6人)
- 利用者のうち、独居又は高齢者のみの世帯が73.1%。

①実施事業所の併設状況



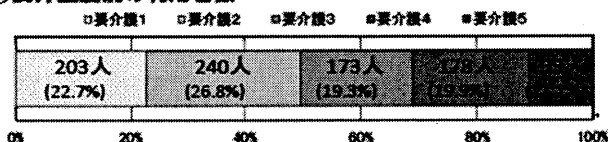
②事業の委託状況

定期巡回サービスを委託	9事業所
随時訪問サービスを委託	7事業所
オペレーター業務を委託	10事業所

③通称装置設置状況

テレビ電話型	20事業所
その他のケアコール端末	76事業所
利用者の携帯電話など	30事業所
その他	15事業所

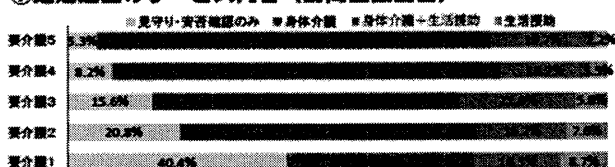
④要介護度別の利用者数



⑤認知症自立度別の利用者数(不明者を除く)

自立	I	II	III	IV	M	II以上
96人 (11.5%)	151人 (18.1%)	322人 (38.7%)	200人 (24.0%)	54人 (6.5%)	10人 (1.2%)	70.3%

⑦定期巡回のサービス内容(訪問回数割合)



⑥利用者の世帯の状況について

独居	465人 (52.0%)
高齢者のみ世帯	189人 (21.1%)
→ 独居・高齢者のみ世帯	73.1%

平均要介護度 2.7

定期巡回・随時対応サービスの実施状況④

(平成24年10月末現在 振興課調べ)

- 1日あたりの定期巡回訪問回数は1人平均3.0回。
- 1事業所あたりのコール件数は1日平均4.1回。うち訪問を行ったケースは60.5%となっているが、集合住宅に併設している事業所では訪問回数が多くなっていると考えられる。

①1日あたりの定期巡回訪問回数(1人あたり)

	平均訪問回数
全体	3.0回
要介護1	2.2回
要介護2	2.8回
要介護3	2.9回
要介護4	3.5回
要介護5	4.8回

②サービス提供時間別定期巡回訪問回数

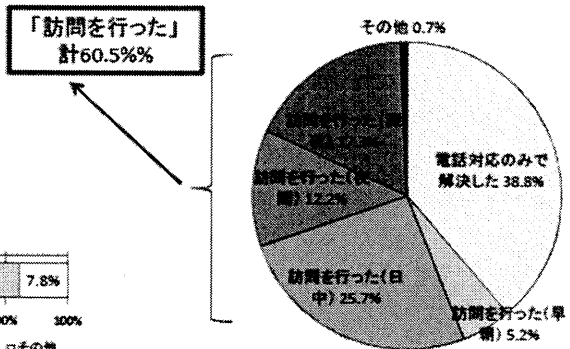
	訪問回数	割合
全体	75,217回	100.0%
20分未満	48,681回	64.7%
20分以上30分未満	13,450回	17.9%
30分以上1時間未満	10,721回	14.3%
1時間以上	2,365回	3.1%

③時間帯別のコール件数

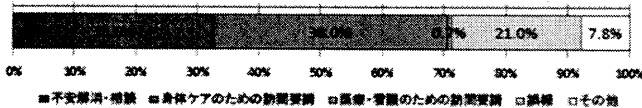
	コール件数	割合
合計	13,349回	100.0%
早朝	1,454回	10.9%
日中	6,024回	45.1%
夜間	2,467回	18.5%
深夜	3,404回	25.5%

1事業所あたりのコール件数(1日) 4.1回

⑤コールを受けての対応



④コールの内容

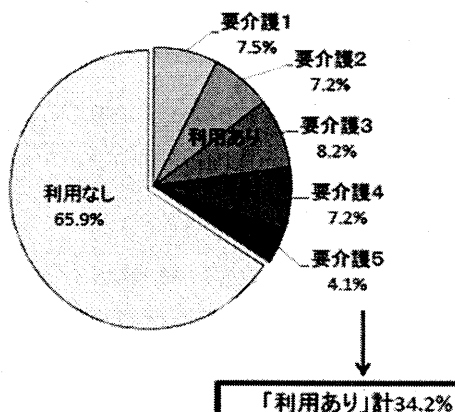


定期巡回・随時対応サービスの実施状況⑤

(平成24年10月末現在 振興課調べ)

- 利用者の34.1%が訪問看護を利用している。
- 訪問看護は20分未満の提供が77.5%。
- オペレーターのうち、77.8%は介護福祉士。

①訪問看護利用者の割合



②1月あたりの訪問看護平均利用回数

	平均訪問回数
全体	3.2回
要介護1	2.4回
要介護2	3.0回
要介護3	3.2回
要介護4	3.9回
要介護5	4.4回

③サービス提供時間別訪問看護回数

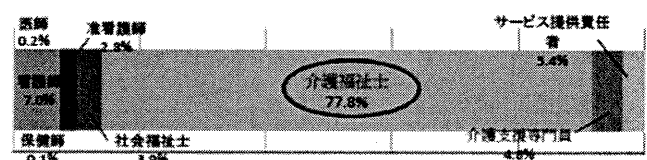
	訪問回数	割合
20分未満	2,470回	77.5%
20分以上30分未満	431回	13.5%
30分以上1時間未満	222回	7.0%
1時間以上	66回	2.1%
全体	3,189回	100.0%
(うち随時訪問)	316回	9.9%

④人員配置状況(1事業所当たり平均)

	常勤(常勤者割合)	非常勤	常勤換算
介護職員	7.0人(59%)	14.1人	6.6人
看護職員	1.1人(24%)	0.4人	1.1人
オペレーター	6.8人(61%)	2.4人	4.0人

※連携先、委託先の職員は含まない。

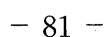
⑤オペレーターの保有資格



＜サービス提供の例＞

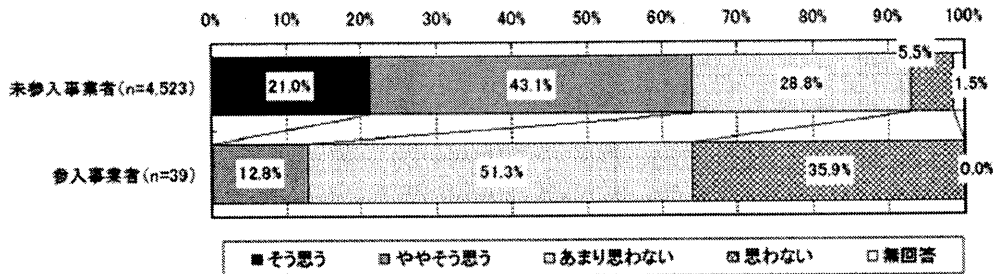


- ・ 未参入事業者の7割近くが、本サービスを「夜間、深夜の対応が中心」のサービスと認識している一方で、ほとんどの参入事業所が、本サービスを夜間、深夜の対応が中心とは考えていない。

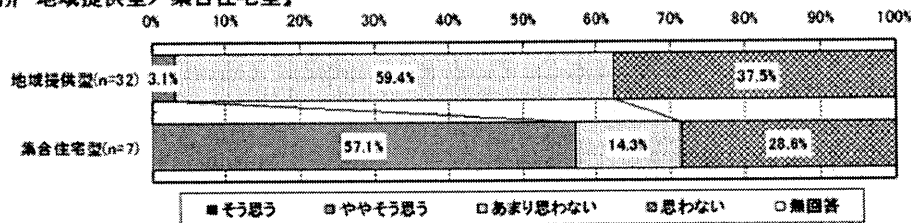


イメージ:「利用者からのコール対応が中心」

- 基本的には、アセスメントに基づく「定期巡回」が中心のサービスであるが、未参入事業所のイメージは、コール対応が中心のイメージが中心。
- 集合住宅型と地域提供型ではイメージが異なるのは、サービス提供のパターンが異なるため。



【参入事業所 地域提供型／集合住宅型】



コールの回数と対応

- コールは、週単位で数回程度であり、実際の訪問に至るケースは、地域提供型では1回程度。
- コール頻度も、コールに対する訪問対応の割合も、集合住宅型の方が高いが、「地域提供型」と「集合住宅型」では「コール」の持つ意味が異なる点に留意が必要である。

※調査段階において、当該事業所における本サービスのすべての利用者が特定の集合住宅に同居している場合に、「集合住宅型」とし、それ以外の事業所を「地域提供型」と整理している。

	地域提供型 n=204		集合住宅型 n=184	
	一人当たりの コール件数／月 (うち、訪問対応件数)	コールに対する 訪問対応の割合	一人当たりの コール件数／月 (うち、訪問対応件数)	コールに対する 訪問対応の割合
早朝	0.9回／月(0.2回)	24.7%	1.1回／月(0.8回)	77.3%
日中	4.1回／月(0.8回)	19.7%	8.7回／月(8.3回)	95.6%
夜間	0.6回／月(0.3回)	44.0%	2.3回／月(2.1回)	92.1%
深夜	1.3回／月(0.4回)	30.8%	3.9回／月(3.6回)	93.7%
全体	6.9回／月(1.7回)	24.5%	15.9回／月(14.8回)	93.4%

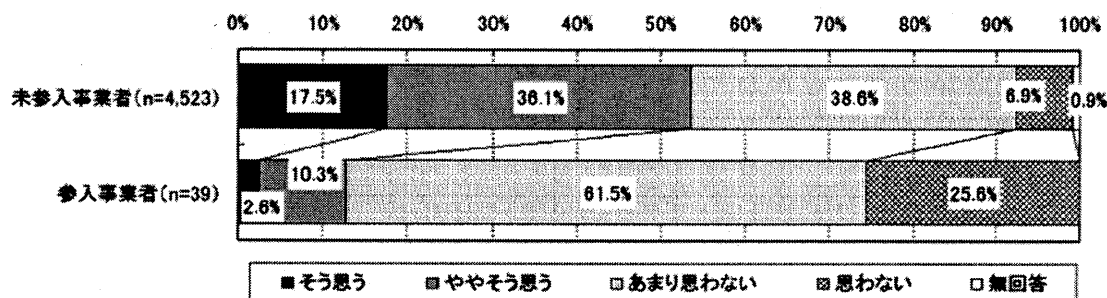
訪問の状況

- 全体として、地域提供型の事業所に比べ、集合住宅型の事業所の訪問回数がより頻回である。
- おおむね、要介護度が高くなるほど、訪問回数が増える傾向にある。(単身世帯の比率など留意する必要がある)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
全体	3.2回	4.0回	3.8回	5.6回	4.4回
地域提供型の事業所 (32事業所)	2.3回	2.8回	3.5回	4.4回	3.2回
集合住宅型の事業所 (7事業所)	6.3回	7.7回	4.8回	10.5回	11.3回

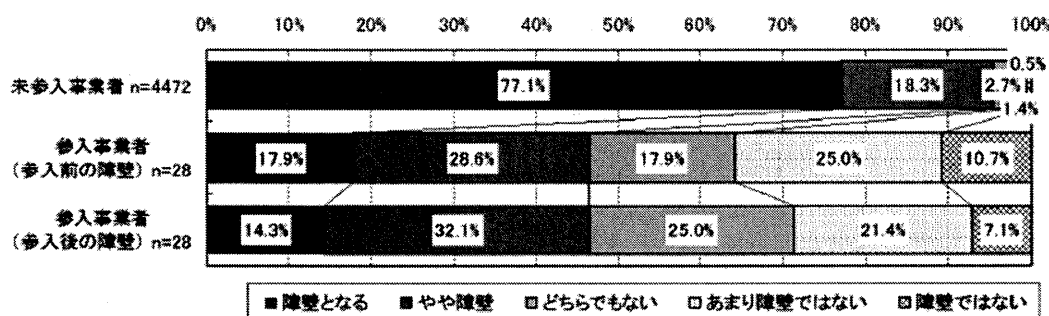
イメージ:「訪問時間が短くなることで利用者の生活実態が把握しにくい」

- 半数以上の未参入事業所が「利用者の生活実態が把握しにくい」と回答している一方で、参入事業所では、1割程度である。
- 本サービスは、定額制に基づき、1回あたりの訪問時間に制約がないため、短時間で複数回の訪問となることが多い。したがって、時間が短くなる代わりに、一日を通して生活全体を見ることが可能になる側面もある。

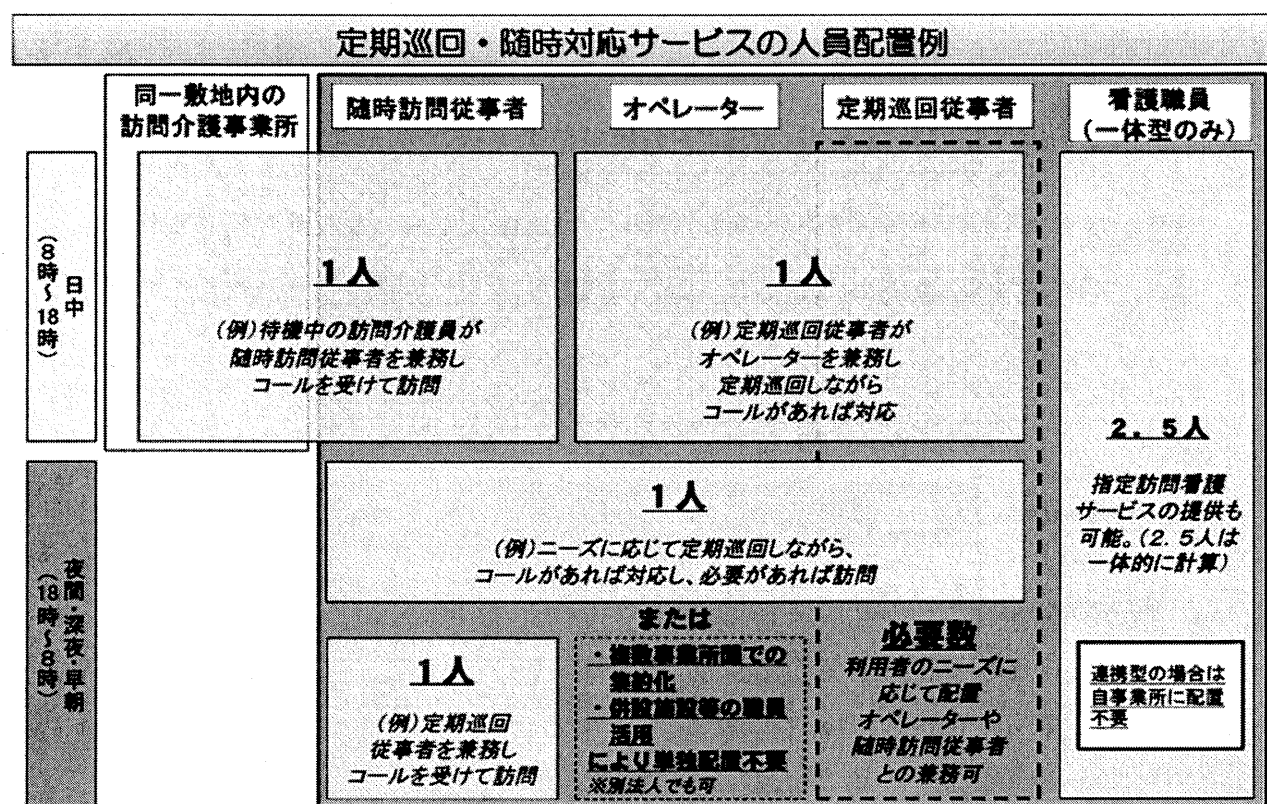


「夜間、深夜の訪問体制構築」

- ・ 未参入事業者の95%以上が「夜間、深夜の訪問体制構築」を参入障壁と回答。
- ・ 一方、参入事業者では、46.5%が参入障壁と回答。

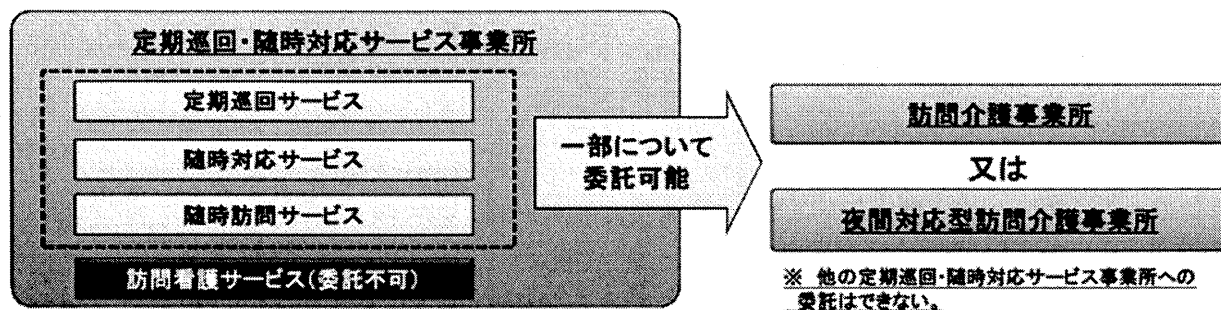


※参入事業者の「参入前」の障壁、及び「参入後」の障壁について、いずれも回答のあった事業所を集計対象としている
 ※未参入事業所の無回答は除いている



⇒ 事業の実施方法等に応じた柔軟な人材配置が可能

定期巡回・随時対応サービスの一部委託について



【一部委託の際の制限】

- ①すべての利用者に対する、②すべてのサービス（定期巡回サービス・随時対応サービス・随時訪問サービス）を、③同一の時間帯において委託すること（定期巡回・随時対応サービス事業所の業務が一切ない状態）は認められない。

【具体的な委託の例】

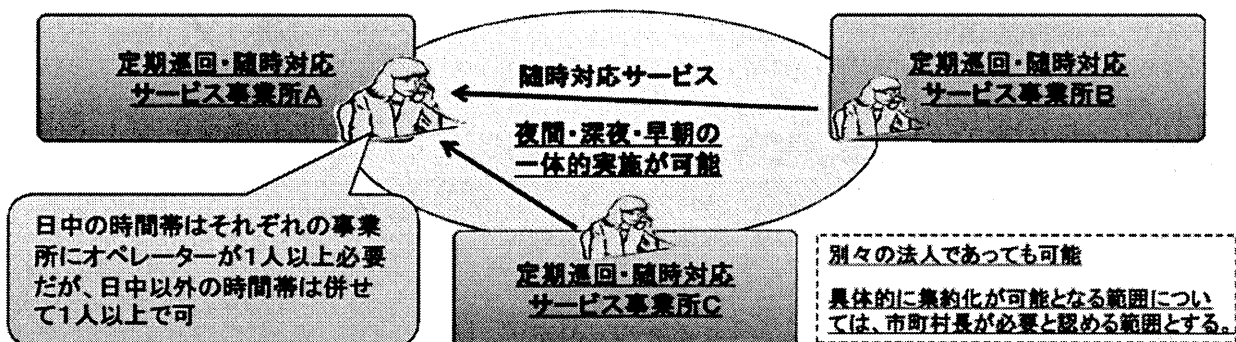
- ① 利用者50人の定期巡回・随時対応サービス事業所が、事業所の所在地と一定以上の距離を有する地域に居住する利用者10人に係る定期巡回サービス・随時対応サービス・随時訪問サービスを当該利用者が居住する地域に所在する指定訪問介護事業所に委託
- ② 特定の時間帯（例：深夜）における随時対応サービスを、指定夜間対応型訪問介護事業所に委託

（※）具体的な範囲については市町村長が必要と認める範囲に限られる。

17

定期巡回・随時対応サービスの集約化について

- 日中はそれぞれの事業所においてオペレーターの配置が必要となるが、深夜帯についてはそのニーズが極小化することに鑑み、複数の定期巡回・随時対応サービス事業所が、随時対応サービスを一体的に実施することを認める。



【深夜帯における随時対応サービスの集約化の考え方】

- 随時対応サービスについてA事業所が実施する日、B事業所が実施する日をあらかじめ定め、利用者に対する説明を十分に行った上で、複数の定期巡回・随時対応サービスの共同実施を行う。
- オペレーターについては、いずれかの事業所の職員が配置されていれば基準を満たす。
- 随時対応サービスを行わない事業所であっても、日中以外の時間帯における定期巡回サービス、随時訪問サービス、訪問看護サービスについては実施しなければならない。

18

平成27年度介護報酬改定に伴う 介護給付費の請求について

愛知県国民健康保険団体連合会

1. 介護報酬改定の主な内容について(平成27年2月6日現在)

※基本報酬などの単位数については掲載しておりません。

サービス種類	項目	主な内容
全サービス共通	介護人材の処遇改善	①介護職員処遇改善加算 ○加算区分の見直し 加算Ⅰ～Ⅲ → 加算Ⅰ～Ⅳ ②サービス提供体制強化加算 ○加算区分の見直し 加算Ⅰ～Ⅲ → 加算Ⅰ～Ⅳ ○特定施設入居者生活介護 サービス提供体制強化加算を創設。
	地域区分	①地方公務員の地域手当の支給 地域の設定の準用 ○地域区分の適用地域の見直し
	地域区分	②財政中立・各サービスの人件費割合 ○各サービスの人件費割合の見直し
	区分支給限度基準額	①包括報酬サービスと区分支給 限度基準額 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護において積極的な体制整備に係る加算(総合マネジメント体制強化加算)を新設し、当該加算を区分支給限度基準額の対象外に位置付ける。 ○小規模多機能型居宅介護や複合型サービスにおいて新設する「訪問体制強化加算」や「看護体制強化加算」についても区分支給限度基準額外とする。
	区分支給限度基準額	②サービス提供体制強化加算と 区分支給限度基準額 ○サービス提供体制強化加算については、現在、区分支給限度基準額に含まれる取り扱いとなっているが、<u>区分支給限度基準額に含まれない加算とする。</u>
	①集合住宅に居住する利用者の評価 の見直し	○事業所と同一建物の集合住宅に居住する利用者にサービスを提供した場合の減算の要件の見直し。 ○事業所と同一建物以外の集合住宅に居住する利用者にサービスを提供した場合も報酬を減額。
訪問系サービス 共通 (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション)		

サービス種類	項目	主な内容
訪問介護	①20分未満の身体介護の見直し	○在宅における中重度の要介護者の支援を促進するため、訪問介護における身体介護の時間区分の1つとして「20分未満」を位置づける。
	②サービス提供責任者の配置基準等の見直し	○特定事業所加算(Ⅳ)【新規】→所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算
	③訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算の見直し	○所定単位数に90/100を乗じた単位数→所定単位数に70/100を乗じた単位数
	④生活機能向上連携加算の見直し	○加算対象となるサービス類型を拡大。(指定通所リハビリテーション事業所)
訪問看護	①在宅中重度者を支える対応体制の評価	○看護体制強化加算【新規】 →300単位/月
	①リハビリテーションマネジメントの強化	○リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)【新規】 →60単位/月 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)【新規】 →150単位/月
	②短期集中リハビリテーション実施加算の見直し	○退院(所)又は認定日から起算して1月以内 340単位/日 退院(所)又は認定日から起算して1月超3月以内 200単位/日 → 退院(所)又は認定日から起算して3月以内 200単位/日
通所介護	③社会参加支援加算の新設	○社会参加支援加算【新規】 →17単位/日
	①通所介護の充実を図る機能の推進	○認知症加算【新規】 →60単位/日 ○中重度ケア体制加算【新規】 →45単位/日
	②在宅重度者を支える療養通所介護	○個別送迎体制強化加算【新規】 →210単位/日 ○入浴介助体制強化加算【新規】 →60単位/日
	③地域密着型通所介護の創設(平成28年4月1日施行)	○平成28年4月1日から地域密着型通所介護が創設されることに伴い、新たに報酬や基準省令を創設。

サービス種類	項目	内容
通所リハビリテーション	①リハビリテーションマネジメントの強化	○リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) →230単位/月 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)【新設】 →開始月から6月以内 1,020単位/月 →開始月から6月超え 700単位/月
	②身体機能に焦点を当てた短期集中リハ加算と個別リハ加算の統合	○短期集中個別リハビリテーションマネジメント加算 →退院(所)日又は認定日から起算して3月以内 110単位/日
	③認知症短期集中リハの見直し	○認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) →退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内 240単位/日 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) →退院(所)日の翌日の属する月又は開始月から起算して3月以内 1,920単位/月
	④活動と参加に焦点を当てた新たなリハビリの推進	○生活行為向上リハビリテーション実施加算【新設】 開始月から起算して3月以内の期間に行われた場合 →2,000単位/月 開始月から起算して3月超え6月以内の期間に行われた場合 →1,000単位/月 ○生活行為向上リハビリテーション後の継続減算【新設】 生活行為向上リハビリテーションの提供終了後の翌月から6月間に限り1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。
	④社会参加支援加算の新設	○社会参加支援加算【新設】→12単位/日
	⑤重度者対応機能の評価	○中重度者ケア体制加算(新設)→20単位/日
	⑥重度療養管理加算の見直し	○対象者を要介護3まで拡大する。

サービス種類	項目	内容
通所系サービス共通 (通所介護、通所リハビリテーション、 認知症対応型通所介護)	①送迎を行っている場合の評価の見直し	○送迎を実施していない場合(利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合)は減算の対処とする。 送迎を行わない場合【新規】→ △47単位/片道
	②送迎時における居宅内介助等の評価	○送迎時に行った居宅内介助等を通所介護・通所リハビリテーションの所要時間に含めることにより評価。
	③延長加算の見直し	○通所介護等の延長加算は、実態として通所介護事業所等の設備を利用して宿泊する場合は算定不可とするとともに、介護者の更なる負担軽減や、仕事と介護の両立の観点から、更に延長加算の対象範囲を拡大する。
短期入所生活介護	①緊急短期入所に係る加算の見直し	○緊急短期入所体制確保加算 40単位→廃止 緊急短期入所受入加算 60単位→90単位/日
	②機能訓練を実施している事業所の評価	○個別機能訓練加算【新規】 →56単位/日
	③重度者への対応の強化	○医療連携強化加算【新規】 →58単位/日
	④長期利用者の基本報酬の適正化	○長期間の利用者については基本報酬の評価を適正化する。 長期利用者に対する短期入所生活介護【新規】 →△30単位/日
特定施設入居者生活介護	①サービス提供体制強化加算の創設	○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ【新規】 →18単位/日 (Ⅰ)ロ【新規】 →12単位/日 (Ⅱ) 【新規】 →6単位/日 (Ⅲ) 【新規】 →6単位/日
	②認知症専門ケア加算の創設	○認知症専門ケア加算(Ⅰ)【新規】 →3単位/日 認知症専門ケア加算(Ⅱ)【新規】 →4単位/日
	③法定代理受領の同意書の廃止	○特定施設入居者生活介護の事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国保連に対して利用者の同意書を提出することが義務付けられているが、要件の見直し。

サービス種類	項目	内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	①総合マネジメント体制強化加算の創設	○総合マネジメント体制強化加算→1,000単位/月
	②同一建物居住者へのサービス提供	○同一建物に居住する者へのサービス提供に係る減算(新規)→△600単位/月
認知症対応型通所介護	①送迎を行っていない場合の評価の見直し	○送迎を実施していない場合(利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合)は減算の対処とする。 送迎を行わない場合【新規】→ △47単位/片道
	③延長加算の見直し	○通所介護等の延長加算は、実態として通所介護事業所等の設備を利用して宿泊する場合は算定不可とするとともに、介護者の更なる負担軽減や、仕事と介護の両立の観点から、更に延長加算の対象範囲を拡大する。
		○訪問体制強化加算【新規】 →1,000単位/月
小規模多機能型居宅介護	①訪問サービスの機能強化	○看取り連携体制加算【新規】 →64単位/日 (死亡日から死亡日前30日以下まで)
	②看取り期における評価の充実	○看護職員配置加算(Ⅲ)【新規】 →480単位/月
	③看護職員の配置要件、他の訪問看護事業所との連携	○平成27年度末までの経過措置であることから、現に定めるとおり、廃止。
	④事業開始時支援加算	○総合マネジメント体制強化加算 →1,000単位/月
	⑤総合マネジメント体制強化加算の創設	○夜間支援体制加算(Ⅰ)→50単位/日 夜間支援体制加算(Ⅱ)→25単位/日
認知症対応型共同生活介護	①夜間の支援体制の充実	○死亡日以前4日以上30日以下 80単位→144単位/日
	②看取り介護加算の充実	○看護小規模多機能型居宅介護に変更。
複合型サービス	①サービス名称の見直し	○事業開始時支援加算の制限措置を平成30年度末まで延長し、継続。
	②事業開始時支援加算の延長	○総合マネジメント体制強化加算 →1,000単位/月
	③総合マネジメント体制強化加算の創設	

サービス種類	項目	内容
居宅介護支援	①認知症加算及び独居高齢者加算の廃止	○基本報酬へ包括化
	②特定事業所加算の見直し	○特定事業所加算(Ⅰ) 500単位→ 特定事業所加算(Ⅰ) 500単位 特定事業所加算(Ⅱ) 300単位→ 特定事業所加算(Ⅱ) 400単位 特定事業所加算(Ⅲ) 300単位

サービス種類	項目	内容
介護福祉施設サービス	①看取り介護加算の見直し	○死亡日以前4日以上30日以下 80単位→144単位/日
施設系サービス 共通	①多床室の居住費	○「低所得者を支え得る多床室」との指摘もあることを踏まえ、低所得者に配慮する観点から、利用者第1段階から第3段階までの者については、補足給付を支給することにより、利用者負担を増加させないこととする。
	口腔・栄養関連	○経口維持加算については、咀嚼能力等の口腔機能及び栄養状態を適切に把握した上で、口から食べる楽しみを支援するための多職種による取組プロセスを評価。
		○経管栄養により食事を摂取している入所者の経口移行を目的とした現行の栄養管理に加えて、咀嚼能力等の口腔機能を含む摂食・嚥下の機能面への対応の取組を評価。
		○経口移行・経口維持の取組も併せて行えるよう見直し。

2. 地域区分の見直しについて(平成27年2月6日現在)

地域区分の見直しについて

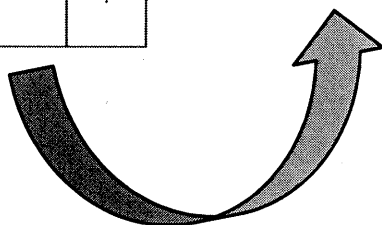
サービス種別(※)	1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	その他
居宅介護支援事業 ・福祉用具貸与	10円							
通所介護 ・短期入所生活介護 ・短期入所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設サービス ・介護老人保健施設サービス ・介護療養型医療施設サービス	10. 81円	10. 68円	10. 54円	10. 45円	10. 41円	10. 27円	10. 23円	10. 14円
訪問介護 ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型介護 ・複合型サービス	10. 99円	10. 83円	10. 66円	10. 55円	10. 50円	10. 33円	10. 28円	10. 17円
訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・定時巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	11. 26円	11. 05円	10. 84円	10. 70円	10. 63円	10. 42円	10. 35円	10. 21円

サービス種別(※)	1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	その他
居宅介護支援事業 ・福祉用具貸与	10円							
通所介護 ・短期入所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設サービス ・介護老人保健施設サービス ・介護療養型医療施設サービス	10. 90円	10. 72円	10. 68円	10. 54円	10. 45円	10. 27円	10. 14円	10円
訪問介護 ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型介護 ・複合型サービス	11. 10円	10. 88円	10. 83円	10. 66円	10. 55円	10. 33円	10. 17円	10円
訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・定時巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	11. 40円	11. 12円	11. 05円	10. 84円	10. 70円	10. 42円	10. 21円	10円

※サービス種別については、介護予防サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスは介護予防サービスを指す。

3. 地域区分の適用地域(平成27年2月6日現在)

平成24年度から平成26年度まで									
1級地	18%								
2級地	15%								
3級地	12%	名古屋							
4級地	10%								
5級地	6%								
6級地	3%	豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市		
		豊川市	津島市	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市		
		西尾市	蒲郡市	犬山市	江南市	小牧市	稲沢市		
		新城市	東海市	大府市	知多市	知立市	尾張旭市		
		高浜市	岩倉市	豊明市	日進市	愛西市	清須市		
		北名古屋	弥富市	みよし市	あま市	長久手市	東郷町		
		豊山町	大口町	扶桑町	蟹江町	飛島村	阿久比町		
		東浦町	幸田町						
		常滑市	田原市	大治町	南知多町	美浜町	武豊町		
		設楽町	東栄町	豊根村					
その他	0%								



平成27年度から平成29年度まで									
1級地	20%								
2級地	16%								
3級地	15%	名古屋							
4級地	12%								
5級地	10%								
6級地	6%	岡崎市	春日井市	津島市	碧南市	刈谷市	豊田市		
		安城市	西尾市	稲沢市	知立市	愛西市	北名古屋		
		弥富市	みよし市	あま市	大治町	蟹江町			
		豊橋市	一宮市	瀬戸市	半田市	豊川市	蒲郡市		
		犬山市	常滑市	江南市	小牧市	新城市	東海市		
7級地	3%	大府市	知多市	尾張旭市	高浜市	岩倉市	豊明市		
		日進市	田原市	清須市	長久手市	東郷町	豊山町		
		大口町	扶桑町	飛島村	阿久比町	東浦町	幸田町		
		南知多町	美浜町	武豊町	設楽町	東栄町	豊根村		
その他	0%								

4. 国保連合会からのお願い

(1) 加算届どおりのご請求を

国保連合会は、各事業所が指定権者（県・政令市・中核市）に提出した加算届の情報を愛知県より受領し、審査を行っております。

届け出された加算どおりの介護給付費の請求がされなかった場合、対象の明細書は全て返戻となります。

【例】 処遇改善加算：事業所が届出した区分 → 処遇改善加算（Ⅱ）
連合会へ請求した区分 → 処遇改善加算（Ⅰ）

この場合、請求した全ての明細書が返戻となります。

(2) 地域単価のご確認を

地域区分の見直しに伴い、平成27年4月サービス分よりサービス種類ごとの単価が変更となります。事業所所在地における単価を確認の上、請求していただくようお願いします。

【例】 所在地：春日井市の訪問介護事業所

（平成26年度まで6級地・単価10.21円→平成27年度より6級地・単価10.42円）

この場合、単位数×旧単価10.21円で連合会へ請求されても、請求どおり10.21円のまま審査が確定となり、単位数×10.21円でのお支払いとなります。

上記事例は、平成24年の介護報酬改定時に実際に多数発生した事例です。

請求される前に加算届出どおりの請求か、地域単価が新しい単価になっているかなど（請求ソフトの設定等）を必ずご確認のうえ、請求事務を行っていただくようお願いします。

